

令和5年度版 男女共同参画の推進に関する年次報告書

～ 一人ひとりの人権が尊重され、

誰もが個性と能力を発揮できる富士見市へ ～



令和6年12月

富士見市

はじめに

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 20（2008）年に、富士見市男女共同参画推進条例を制定しました。平成 22（2010）年には、条例の基本理念に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、「富士見市男女共同参画プラン（第 3 次）」を策定しました。また、令和 3 年（2020）年には、「富士見市男女共同参画プラン（第 4 次）」を策定し、さまざまな分野で男女共同参画に関する施策を推進してまいりました。

この「富士見市男女共同参画プラン（第 4 次）」は、「男女共同参画社会を進める意識づくり」「男女の人権を尊重したまちづくり」「配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり」「あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり」「地域における男女共同参画のまちづくり」の 5 つを基本目標として掲げ、それぞれ施策の方向を定め、具体的な事業を行っています。

また、本プランは、配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶に向けて、被害の防止や被害者支援等を積極的に進めるための「富士見市 DV 防止基本計画」としての位置づけ、さらに、女性の活躍を推進するため、「富士見市女性活躍推進計画」としての位置づけをしています。

そして、今年次計画は、富士見市男女共同参画推進条例第 12 条に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにし、市民の皆様へ周知することを目的に作成しています。

今後も、各施策を男女共同参画の視点で分析し、市民や事業者の皆様と連携を図りながら、富士見市の男女共同参画を着実に推進してまいります。

2024 年（令和 6 年）12 月

目 次

第1部 富士見市の男女共同参画の推進状況	1
1 社会環境の状況	3
(1) 人口推移	
(2) 年齢構成	
(3) 少子化の推移	
(4) 高齢化の推移	
(5) 高齢者世帯の状況	
(6) 女性の年齢別労働力率	
2 政策・方針決定への参画	6
(1) 市議会議員への女性の参画状況（改選時）	
(2) 審議会等への女性の参画状況	
(3) 町会における女性の参画状況	
(4) 市役所における女性職員の割合	
(5) 市役所における管理職（副課長级以上）女性職員の割合	
3 男女共同参画に関する市民の意識	9
(1) 男女の地位の平等感について	
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について	
(3) 男女の役割分担についての考え方	
(4) 配偶者・パートナーまたは恋人からの暴力を受けた経験について	
(5) 性的少数者にとって生活しづらい社会だと思うか	
(6) 男女共同参画社会の実現のために必要な取り組みについて	
第2部 富士見市の男女共同参画施策の実施状況	13
1 富士見市男女共同参画プラン（第4次）の推進	15
(1) 計画の概要	
(2) 施策の体系	

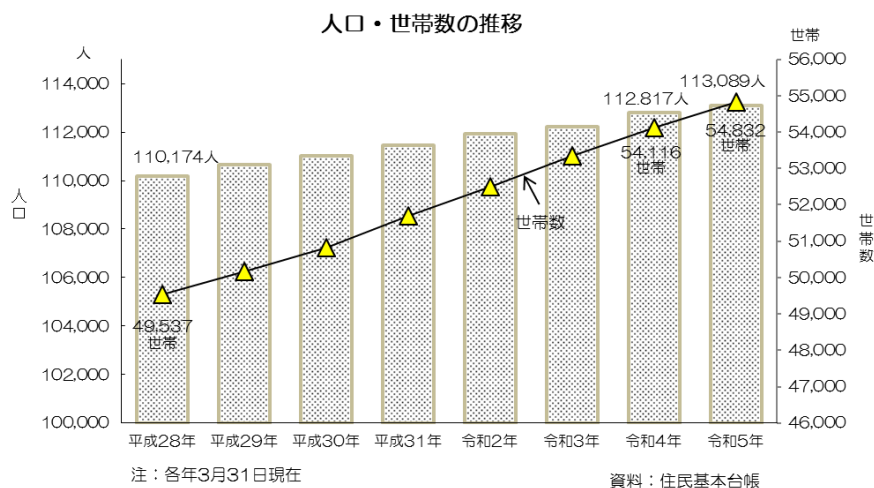
2	令和5年度「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」実施状況	16
	（1）施策体系に基づく実施状況	
	（2）評価指標の進捗状況	
3	令和5年度男女共同参画に関する事業	40
	（1）主な事業	
	（2）推進体制	
第3部 資料編		45
1	令和5年度 男女共同参画ひろば いっぽいっぽ	47
2	男女共同参画関連条例	52



1 社会環境の状況

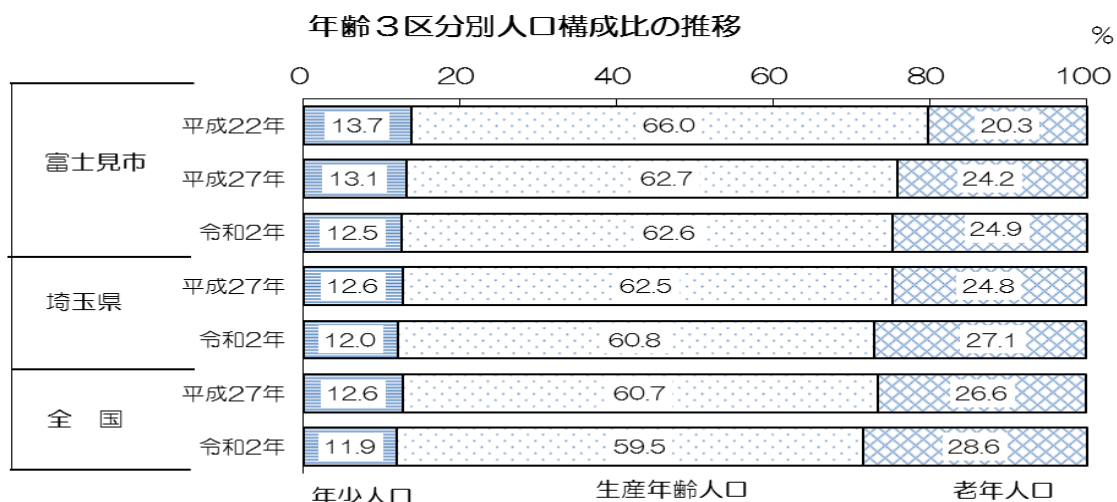
(1) 人口推移

本市の人口（各年 3 月 31 日現在）は、年々微増傾向が続いており、令和 5 年 3 月 31 日現在で 113,089 人となっています。人口、世帯数ともに増加していますが、人口に比べて世帯数の伸びの方が大きくなっており、単身者世帯などが増加していることが推測されます。また、1 世帯当たりの平均人員数は、令和 5 年現在、約 2.06 人です。



(2) 年齢構成

直近の国勢調査から全国の令和 2 年における人口の構成比をみると、年少人口（0～14 歳）11.9%・生産年齢人口（15～64 歳）59.5%・老年人口（65 歳以上）28.6%となっており、老年人口の割合を平成 27 年と比較すると、2 ポイント増加し、高齢化の進行がみられます。本市は国・県と比較すると、令和 2 年の年少人口 12.5%は県平均を 0.5 ポイント、全国平均を 0.6 ポイント上回っており、本市の方が総人口に子どもの占める比率が高いことが分かります。



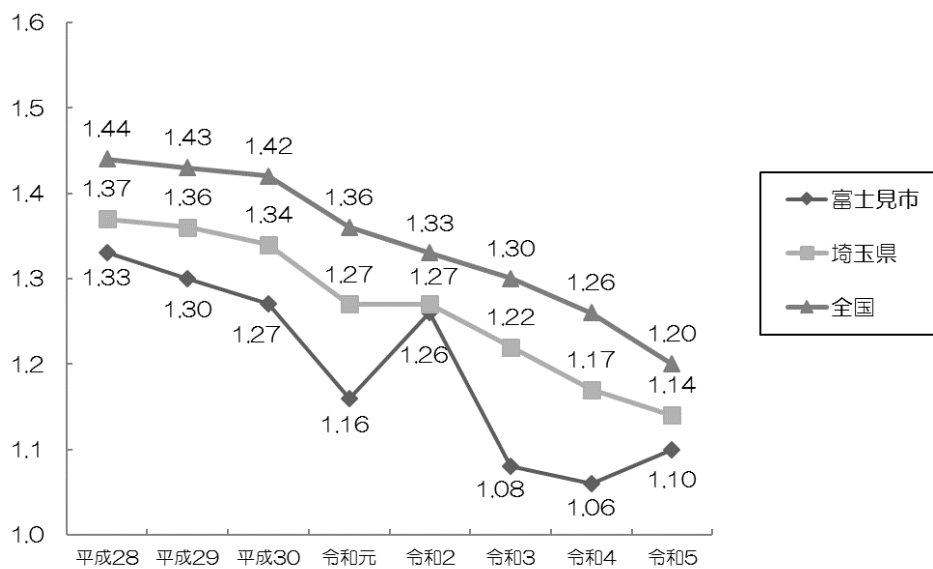
注：年齢不詳は除く

資料：国勢調査

(3) 少子化の推移

令和5年の富士見市の合計特殊出生率は1.10で、国・県平均よりも下回っています。

合計特殊出生率の推移



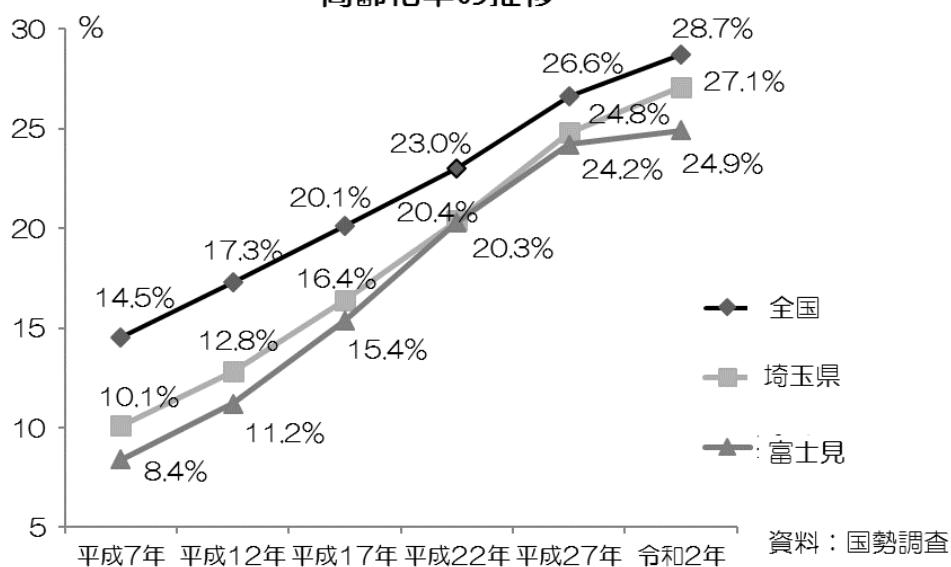
資料：埼玉県の合計特殊出生率

※合計特殊出生率…「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

(4) 高齢化の推移

高齢化率（65歳以上の人口が全人口に占める割合）は、国・県平均よりも下回っていますが、国・県平均と同じく年々増加する傾向にあります。

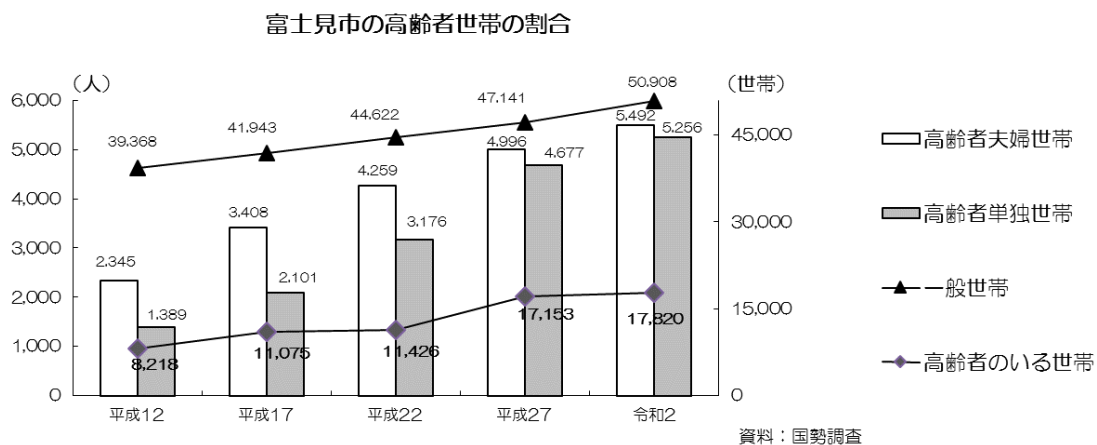
高齢化率の推移



資料：国勢調査

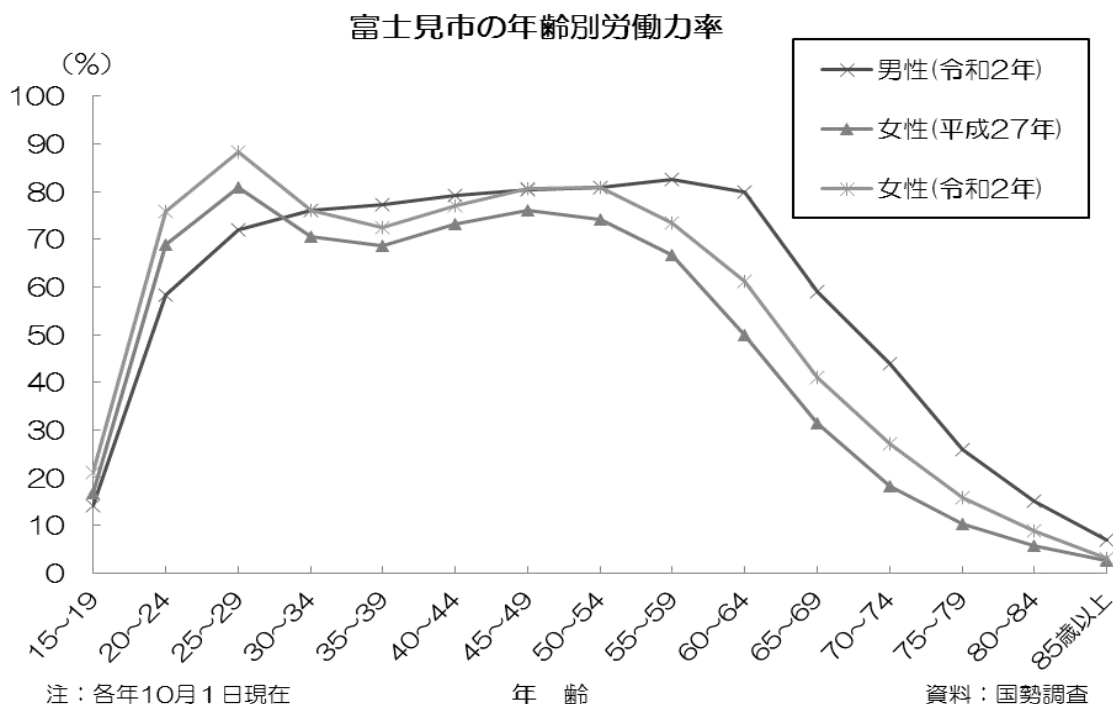
（５）高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者のいる世帯が増加しています。一般世帯数に占める高齢者がいる世帯の割合は、令和２年には35.0%となっています。また、高齢者世帯の中でも、特に高齢者単独世帯の割合が大きく増加しています。



（６）女性の年齢別労働力率

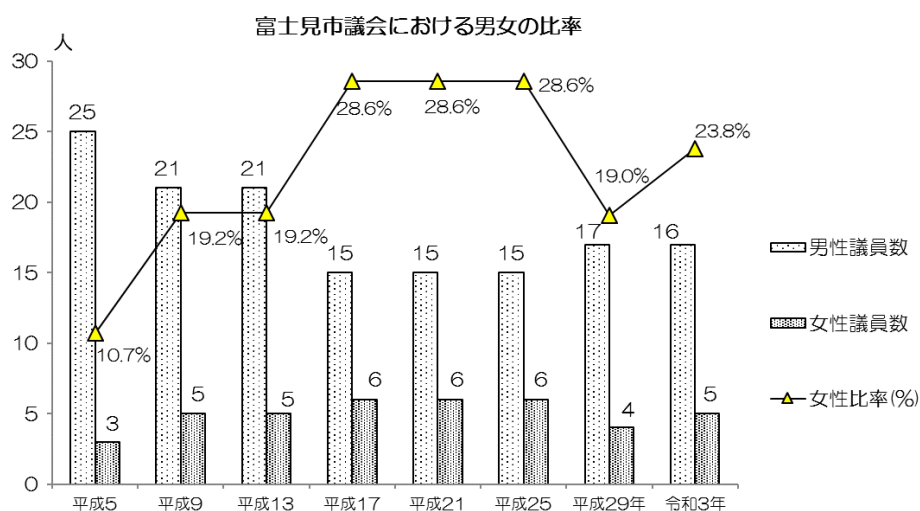
働く市民の割合は、男性は25～29歳の層で急に上がり、ほぼ横ばいで推移した後、65～69歳の所で急激に減少しています。また、女性の割合は、平成27年と令和2年とを比べてみると、平成27年国勢調査結果に比べて、労働力率が微増していることがわかります。また、働く女性の割合が30歳代でいったん低くなるいわゆる“M字曲線”がみられ、20歳代で働いていた女性が、子育て期とみられる30歳代で相当数仕事を離れていることがわかります。



2 政策・方針決定への参画

(1) 市議会議員への女性の参画状況（改選時）

市議会議員に占める女性の割合は、令和3年の改選時で23.8%となっています。埼玉県議会における女性議員の割合の14.6%（令和3年8月1日現在）からみて高い参画率です。

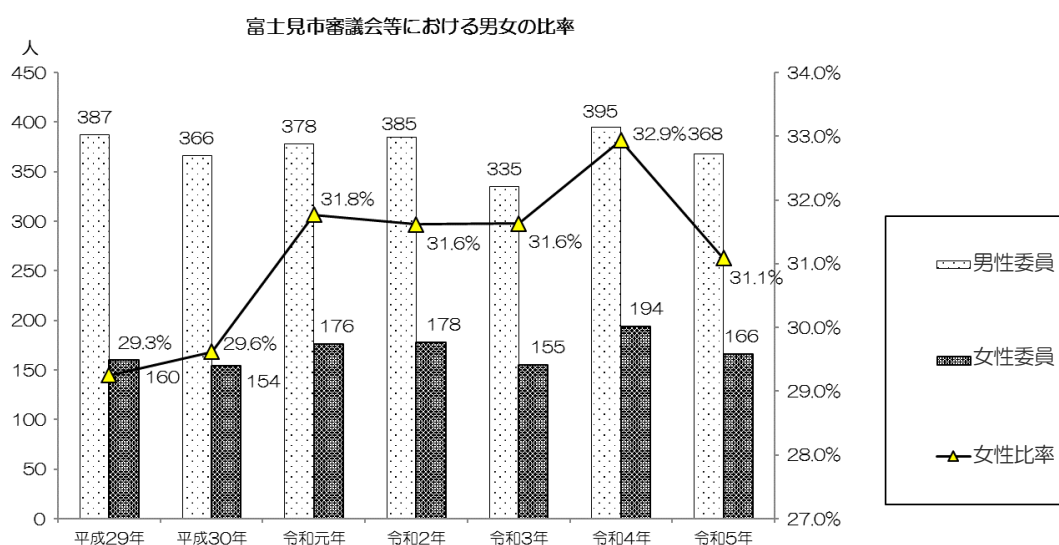


資料：富士見市議会ホームページ

(2) 審議会等への女性の参画状況

本市の審議会等委員に占める女性の割合は、31.1%（令和5年10月1日現在）となっています。参考値として、埼玉県内市町村における女性委員の割合は、30.2%（令和5年4月1日現在*）となっています。

（*調査時点は原則として令和5年4月1日ですが、各市町村の事業により異なる場合があります。）

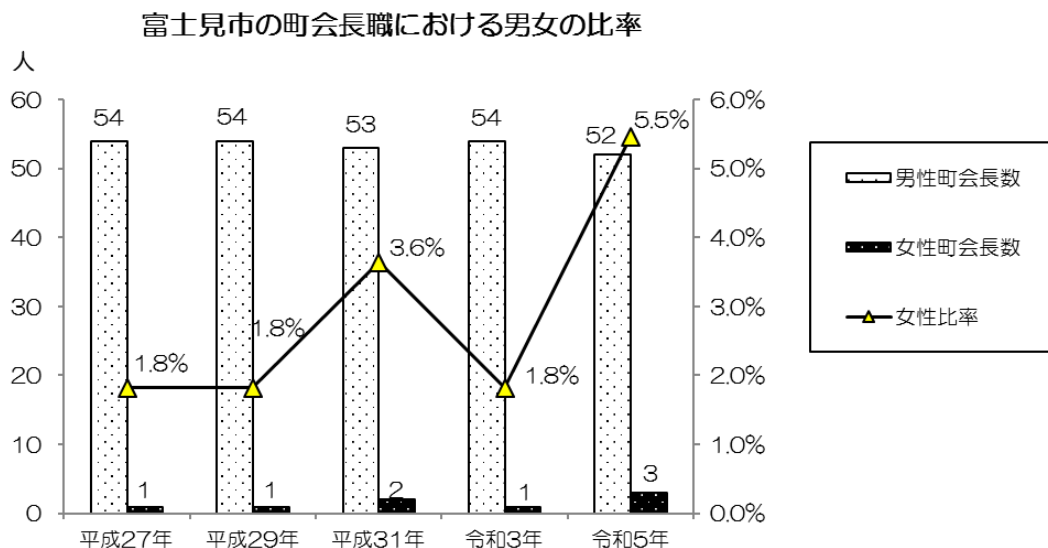


資料：埼玉県 令和5年度版 男女共同参画に関する年次報告 等

(3) 町会における女性の参画状況

地域活動のリーダーである町会長に占める女性の人数は、令和元年の2人から令和3年に1人となりましたが、令和5年には3人に増加し、女性の参画率は5.5%となっています(改選時)。

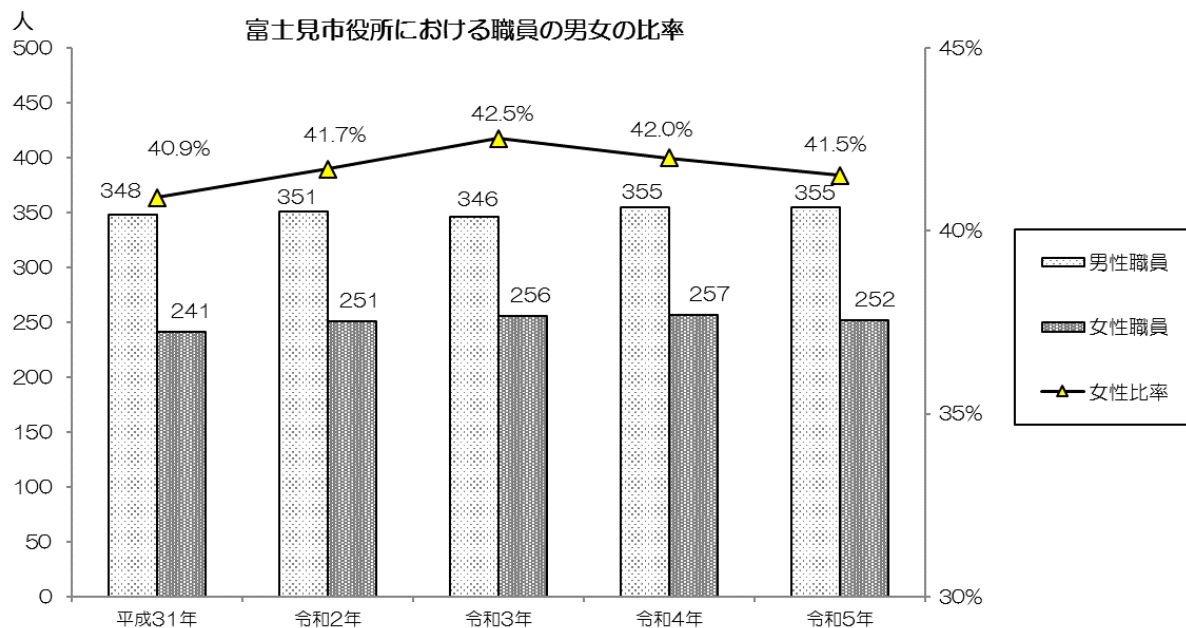
(参考：埼玉縣市町村における自治会長の平均は、5.9% (令和5年7月1日現在)。)



資料 協働推進課

(4) 市役所における女性職員の割合

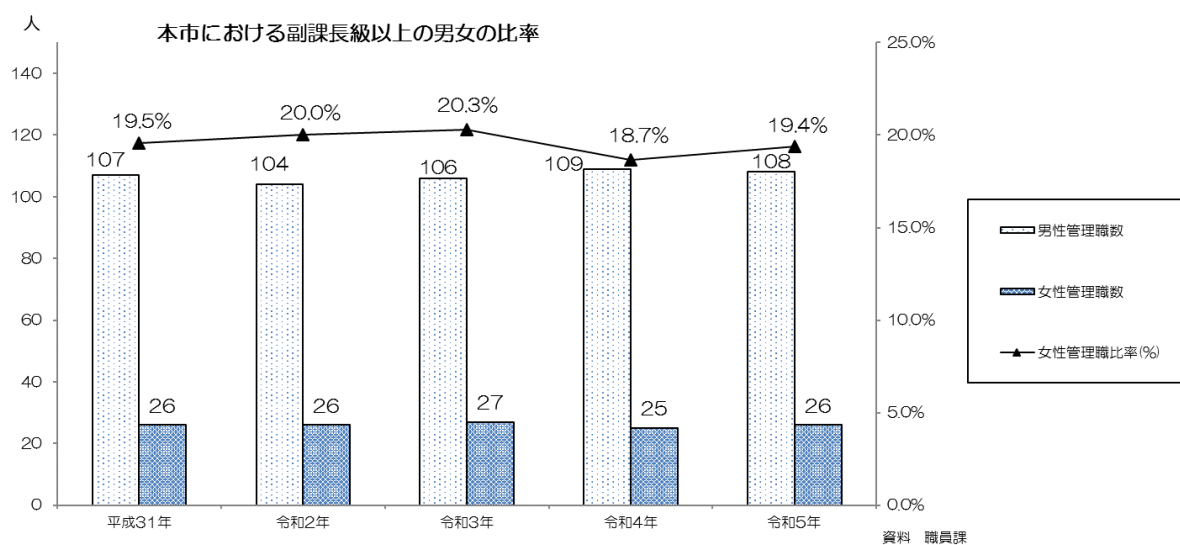
市役所における女性職員の割合は、41.5% (令和5年4月1日現在) であり、近年4割を超えています。埼玉県における女性職員の割合は、34.3% (令和5年4月1日現在) であり、県内市町村の女性職員の割合は、42.1% (令和5年4月1日) となっています。



資料 職員課

（５）市役所における管理職（副課長級以上）女性職員の割合

富士見市役所における女性管理職は 26 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）であり、副課長級以上の管理職の割合として 19.4%となっています。



3 男女共同参画に関する市民の意識

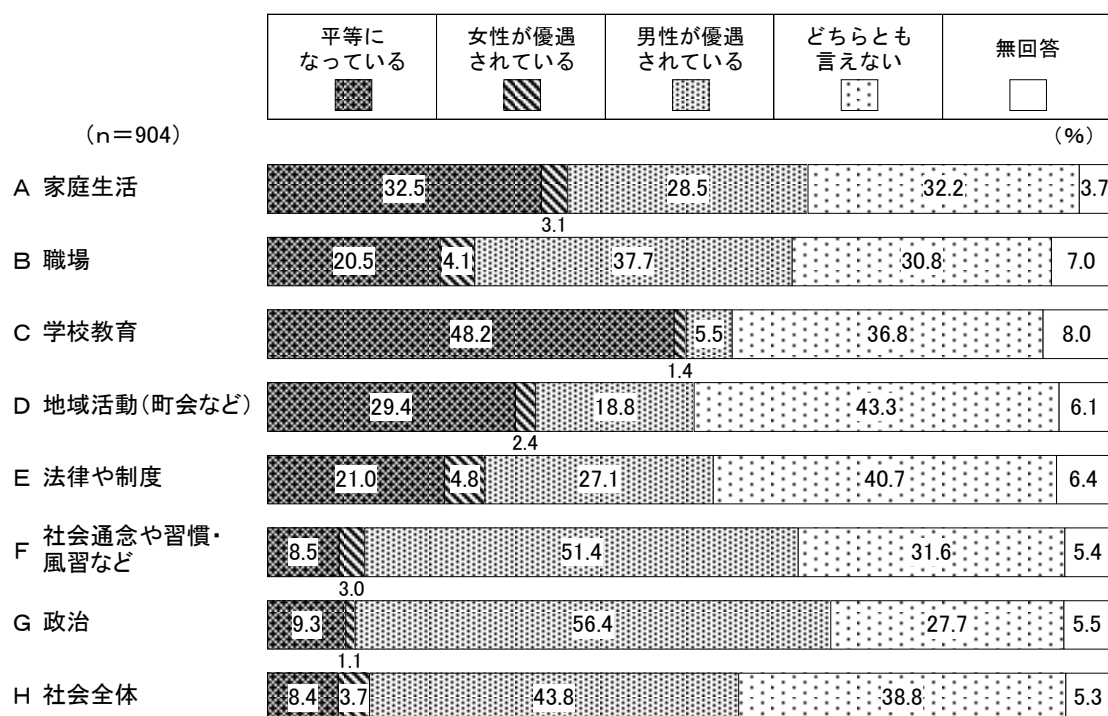
※富士見市男女共同に関する市民意識調査報告書より（令和元年実施）

【調査概要】

- ・調査対象 市内在住の満18歳以上の男女
- ・対象者数 2,000人（男性1,000人、女性1,000人）
- ・抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査方法 郵送調査法（郵送配布―郵送回収）
- ・調査期間 令和元年7月19日～8月2日
- ・回収率 45.2%（回収904通、男性389通、女性507通、性別無回答8通）

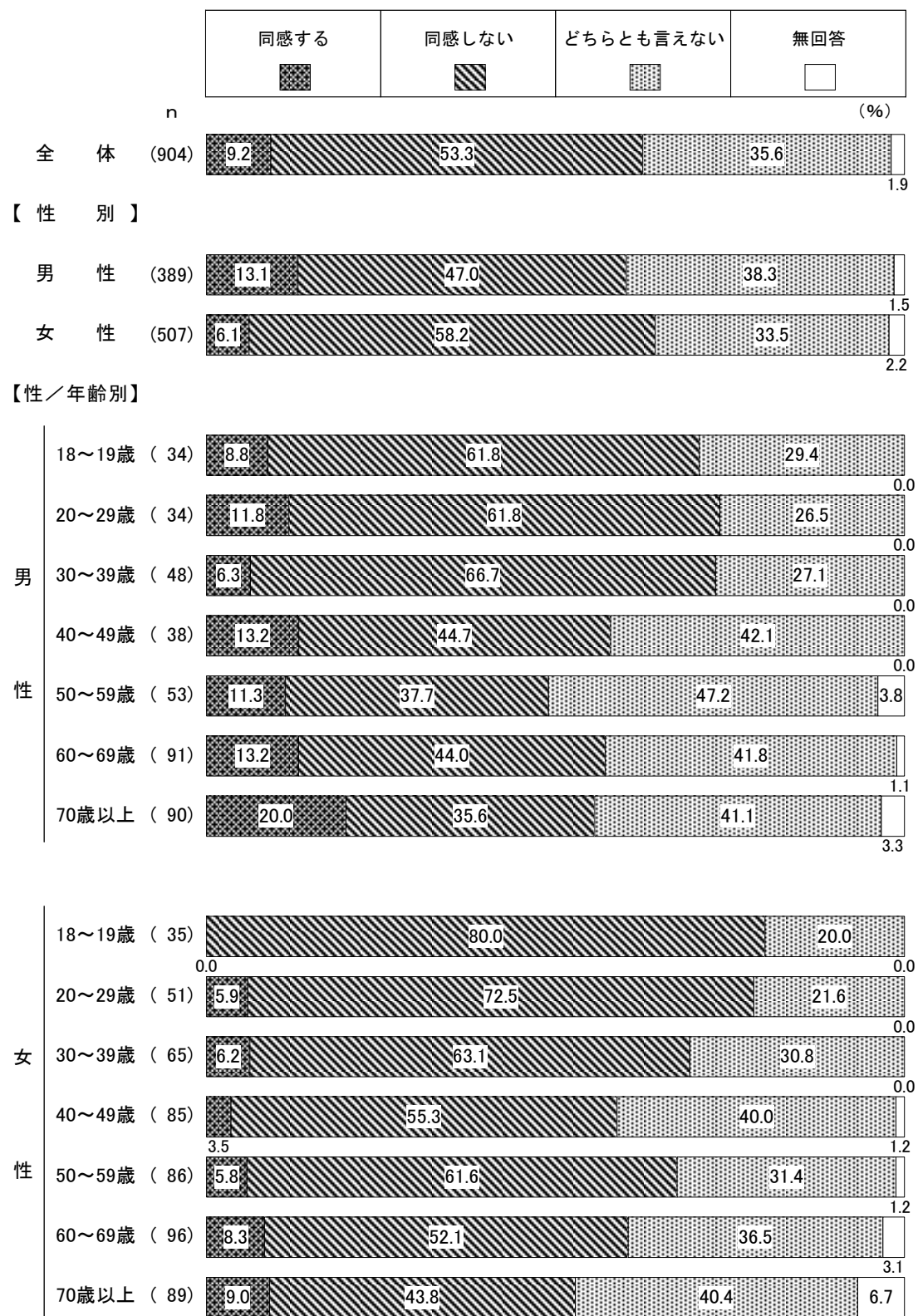
（1）男女の地位の平等感について

学校では48.2%と、半数近くが平等という結果になりました。一方で、「社会通念や習慣・風習」「政治」の場では、半数以上が「男性が優遇されている」という結果になりました。



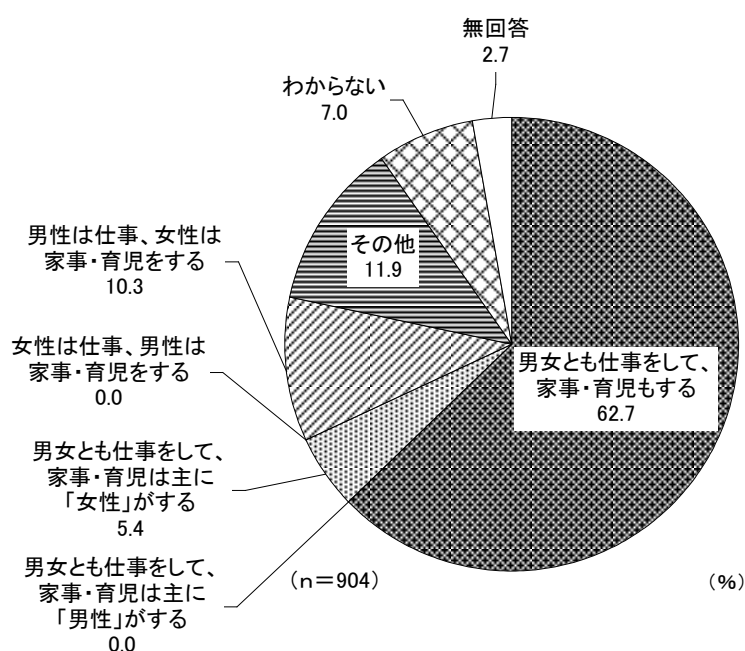
(2)「男は仕事、女は家庭」という考え方について

男性の方が、「同感する」と答えた割合が高く、女性と7ポイントの差がありました。年代別では、男性は40代以上、女性は60代以上の「同感する」の割合が高くなっています。また、男性の30代以下は60%以上、女性の20代以下の70%以上が「同感しない」と答えました。



(3) 男女の役割分担についての考え方

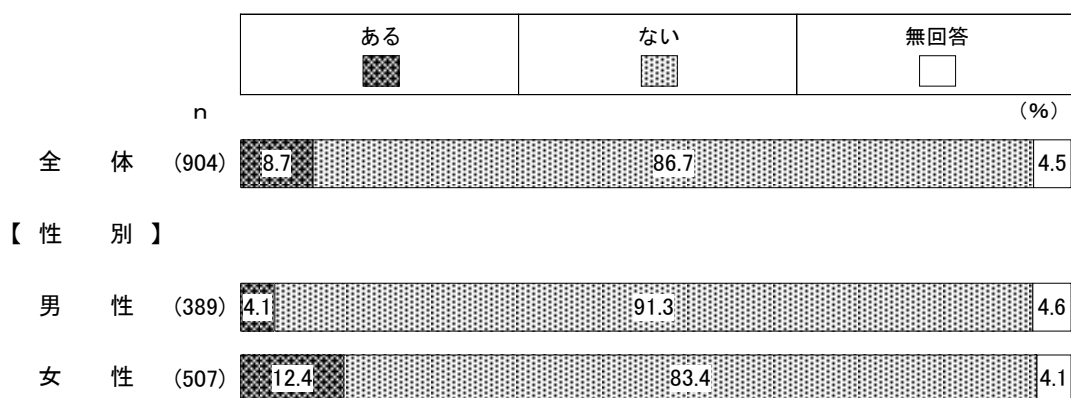
「男女とも仕事をして、家事・育児もする」のが良いとする回答が男女とも最も多い結果となりました。性別では男性 54.5%、女性 69.2%と、女性が 14.7 ポイント上回りました。



(4) 配偶者・パートナーまたは恋人からの暴力(※)を受けた経験について

(※暴力＝身体的・精神的・経済的・性的のいずれかまたは複数)

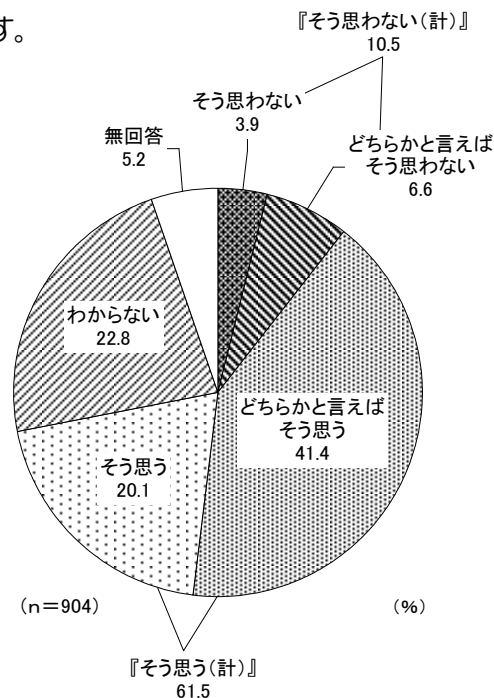
女性の方が、「ある」と答えた割合が高く、男性より 8.3 ポイント上回っています。



【性／年齢別】

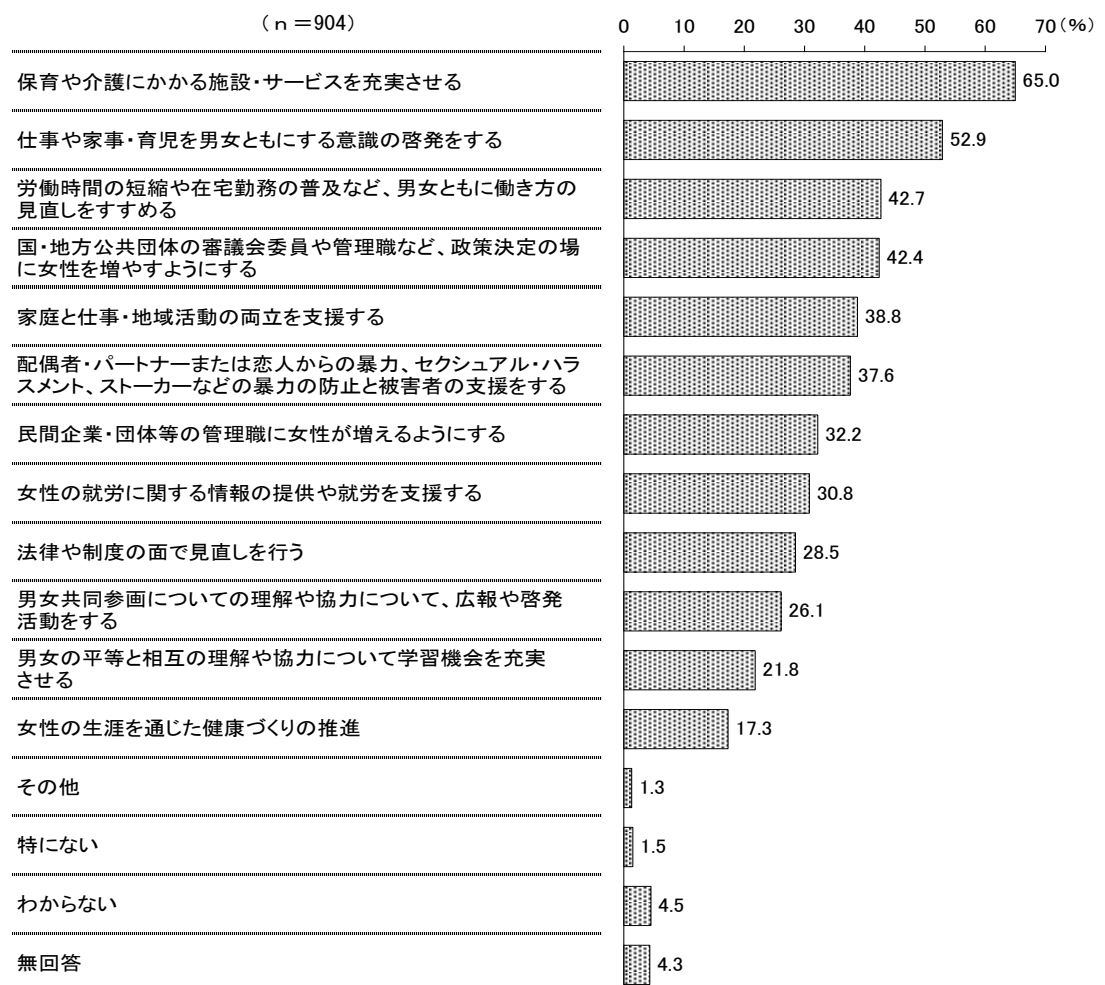
(5) 性的少数者にとって生活しづらい社会だと思うか

「どちらかと言えばそう思う」(41.4%)と「そう思う」(20.1%)を合わせた『そう思う(計)』(61.5%)は60%を超えています。



(6) 男女共同参画社会の実現のために必要な取り組みについて

「保育や介護にかかる施設・サービスを充実させる」が65%と高くなっています。





1 富士見市男女共同参画プラン（第4次）の推進

（1）計画の概要

～一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できる富士見市へ～を目指して、市では「男女共同参画プラン（第4次）」を2021年（令和3年）に策定しました。

策定にあたっては、市民等で組織された、富士見市男女共同参画社会確立協議会及び富士見市男女共同参画推進庁内委員会において、検討しました。

（2）施策の体系

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

主要課題1 男女共同参画のための意識改革

施策の方向（1）男女共同参画のための意識啓発

施策の方向（2）男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会

施策の方向（1）ハラスメントを許さない意識づくり

施策の方向（2）ハラスメントに関する相談ができる体制づくり

主要課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向（1）男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発

施策の方向（2）生涯にわたる健康づくりの支援

主要課題3 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

施策の方向（1）多様な性への理解促進

施策の方向（2）多様な性に関する相談ができる体制づくり

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

【富士見市DV防止基本計画】

主要課題1 暴力根絶のための意識啓発

施策の方向（1）配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発

施策の方向（2）支援体制の充実

基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

【富士見市女性活躍推進計画】

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向（１）審議会等への女性の参画拡大

施策の方向（２）女性の参画促進に向けた人材の育成

主要課題2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向（１）男女がともに働きやすい環境づくり

施策の方向（２）仕事と子育て・介護の両立支援

基本目標Ⅴ 地域における男女共同参画のまちづくり

主要課題1 市民との協働による男女共同参画の推進

施策の方向（１）男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

施策の方向（２）男女共同参画の視点に立った防災体制の充実

2 令和５年度「富士見市男女共同参画プラン（第４次）」実施状況

（１）施策体系に基づく実施状況

【達成度の評価基準】

令和５年度の取り組みとその成果について、４段階で担当課が自己評価

達成度

０ … その他（感染症流行や自然災害等による中止等）

１ … 未実施

２ … 実施した

（実施しているが課題がある…※参加人数が少ない等）

３ … 実施した（年度目標達成）

（課の年度目標を達成している）



基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

主要課題1 男女共同参画のための意識改革

施策の方向(1)男女共同参画のための意識啓発

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男女共同参画の視点に立った人権尊重意識の啓発	1		男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を行います。	市広報・ホームページ等で男女共同参画に関わる記事の掲載や、6月の男女共同参画週間及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて中央図書館にて関連図書の展示を行った。6月はパネル展示「わたしたちは性暴力・性犯罪を許さない」を併せて実施した。	人権・市民相談課	3
				父親の子育てや地域参画を促進することを目的のひとつとして、親子で地域交流ができるイベントを夏休みや土曜日に開催した。 ＜勝瀬の七夕まつり＞ ①七夕飾りの再現 8月1日(火)～8月7日(月)終日 ②キッズキッチン七夕クッキーづくり 8月2日(水)午前10時～11時30分 8月3日(木) 10:00～11:30 ③カルトナージュの手帳づくり8月4日(金) 10:00～11:30 ④七夕コンサート 8月4日(金) 14:30～15:10 ⑤親子でうどんづくり 8月5日(土) 10:00～11:30 参加者：210名 会場：ふじみ野交流センター ＜勝瀬de縁日＞ 開催日時：9月2日(土)11:00～15:00 内 容：親子を対象にした遊びの体験と交流等 参 加 者：1,000名 会場：ふじみ野交流センター	ふじみ野交流センター	3
				【親子で太鼓教室】 日時：5月13日(土)、27日(土)、6月17日(土)、7月8日(土)、15日(土) 練習日：15:00～16:30 本番日：17:40～18:00 会場：かじ兵衛太鼓スタジオ「鼓屋」 つるせ西ゆうゆうの丘公園 講師：かじ兵衛太鼓 定員：親子4組、応募者6組 内容：7月15日(土)鶴瀬西交流センターの「縁日」開催の際のステージ披露に向けて親子で一緒に太鼓を練習した。毎年定員を超える申込がある人気事業であり、保護者が地域に出るきっかけづくり、親子のふれあいを通じて信頼関係を深めることで取り組みの成果は達成できている。縁日本番も練習の成果を思う存分発揮して、会場に来られた参加者を魅了することができた。	鶴瀬西交流センター	3
				◆社会人権教育指導者養成講座 PTAや教職員を対象に、様々な人権問題について考え啓発を行う。 ①テーマ：「多様性について」 日 時：11月10日(金)9:50～10:40 会場：本郷中学校 参加者：20人 講師：校長 ②テーマ：「ネット差別を許さない社会を築く」 日 時：11月16日(木)10:30～11:30 会場：関沢小学校 参加者：25人 講師：校長 ③テーマ：「障がいの有無を超えた共生社会の実現について」 日 時：12月5日(火)11:00～12:00 会 場：富士見特別支援学校、参加者：10人 講師：教頭 ④テーマ：「同和問題」 日 時：1月15日(月)13:00～13:30 会 場：諏訪小学校、参加者：15人 講師：教頭、教務主任 ⑤テーマ：「拉致問題」 日 時：1月16日(火)10:30～11:30 会場：つるせ台小学校 参加者：19人 講師:教諭(人権主任)、教頭 ⑥テーマ：「スマホ利用とLGBTQ(性の多様性)」 日 時：3月22日(金)14:30～15:00 会 場：東中学校、参加者：20人 講師：教諭(人権担当)	生涯学習課	3
				人権講演会（市民大学公開講演会） 「SDGs推進のトップがえがくSDGsの未来図」 日 時：12月2日(土)13:30～15:30 講 師：堤 晶子氏（一般社団法人日本SDGs協会 代表理事） 会 場：鶴瀬コミュニティセンター第3集会室 参加者：28人	鶴瀬公民館	3
				【高齢者支援事業】なんばた学級 会場：南畑公民館 多目的ホール ①日程：12月20日(水) 10:00～12:00 参加：42人 内容：回想法 ②日程：3月13日(水) 10:00～12:00 参加：46人 内容：人権啓発映画「探梅～春、遠からじ」鑑賞	南畑公民館	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男女共同参画の視点に立った人権尊重意識の啓発	1		男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を行います。	テーマ：ひきこもりの真実 ―就労より自立より大切なこと― 講師：（一社）ひきこもりU×会議代表理事 林 恭子氏 日時：3月16日（土）14:00～16:00 会場：水谷公民館 多目的ホール 定員：70名 参加者：70名 内容：不登校・引きこもりの問題について、講演だけでなく、講師との活発な質疑応答による交流で、有意義かつ参加者の満足度が高い学習を提供した。	水谷公民館	3
				高齢者を対象とした事業「熟年学級」で人権啓発講座を開催した。 日時：3月14日（木）10:00～12:00 会場：水谷東公民館 多目的ホール 内容：人権啓発DVD「ヒーロー」鑑賞 参加者：41人	水谷東公民館	3
男女共同参画推進のための意識啓発	2	指標	固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画への関心を高めるための講演会やセミナー、研修機会等を提供します。	男女共同参画講演会「女性のチャレンジと可能性～講談 フラガール物語（常磐炭鉱余聞）～」 日時：9月3日（日）14:00～15:30 講師：神田 香織氏（講談師） 会場：鶴瀬コミュニティセンター 定員：250名 参加者：153人 男女共同参画セミナー①「育児・介護はなぜ女性に偏るのか？～暮らしの中のジェンダーを考える～」 日時：11月5日（日）14:00～15:30 講師：山根 純佳氏（実践女子大学教授） 会場：ふじみ野交流センター 定員：50名 参加者：35名 男女共同参画セミナー②「性差別とメディア～テレビ・スマホの中のジェンダー～」 日時：3月2日（土）14:00～15:30 講師：田中 東子氏（東京大学大学院情報学環教授） 会場：鶴瀬西交流センター 定員：50名 参加者：50名 内容：身近なジェンダーに気づき、男女共同参画意識を高めるための講演会・セミナーを実施。 セミナー②では例年に比べ多くの男性参加（約4割）があった。セミナー①②ともに、講義の様子は後日、動画で限定配信を行い、受講機会を提供できた。	人権・市民相談課	3
				市広報やホームページ等、あらゆる媒体を活用し、男女共同参画に関する情報の提供や、「富士見市男女共同参画推進条例」、「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」等、関連する法律や条例、制度についての周知を行います。	人権・市民相談課	3
				6月の男女共同参画週間及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、中央図書館にて関連図書の展示を行った。6月はパネル展示「わたしたちは性暴力・性犯罪を許さない」を併せて実施した。 図書館において、女性に対する暴力をなくす運動週間にミニ展示として関連書籍の紹介を行った。また、二十歳式で、デートDV防止を呼びかける広報物の配布を行った。	人権・市民相談課 中央図書館（生涯学習課）	3 3
男女共同参画の視点に立った表現の浸透	5	指標	男女共同参画の視点から、メディア等の発信する情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）を養えるよう啓発を行います。	男女共同参画セミナー「性差別とメディア～テレビ・スマホの中のジェンダー～」を実施（日時：3月2日（土）14:00～15:30、講師：田中 東子氏（東京大学大学院情報学環教授、参加者：50名）したほか、市広報2月号の中の「男女共同参画ひろば いっぱいっほ」2月号にて「メディア・リテラシー」に関する記事掲載を行った。	人権・市民相談課	3
				1人1台端末の活用を進めるとともに、埼玉県ネットトラブル注意報といった資料を用い情報モラルに関する指導を行った。児童生徒主体となってネットルール作りを進めており、各校でモラル意識向上の取組を進めてきた。	学校教育課	3
情報の発信における表現の配慮	6		市が情報発信をする際に、男女共同参画の視点に配慮します（イラストカット及び表現等）。	市広報等の情報発信の際、性別役割分担意識を助長することがないよう、男女共同参画の視点に配慮した。	全課	3
男女共同参画の意識に関する調査・研究	7	指標	男女共同参画に関する意識調査を実施し、達成度の検証を行い、「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」の推進に反映させます。	令和5年度第3回富士見市アンケートモニター調査にて男女共同参画に関する項目を設け、男女共同参画社会づくりへの取組に対する満足度（28.5%）や重要度（90.2%）、市条例やプランの認知度（条例 9.8%、プラン 10.5%）のデータを得た。	人権・市民相談課	3

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

主要課題1 男女共同参画のための意識改革

施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
学校等での男女平等教育への取り組み	8		学校で使用する児童生徒の諸表簿等の関係書類や男女混合名簿について、男女平等意識の形成の視点から継続します。	市内全校（小・中・特別支援学校）において、男女混合名簿を作成し、活用をしている。	学校教育課	3
	9		学校生活を通して、児童生徒の人権への意識を育むことで、児童生徒が性別による偏見を持ったり、差別をしたりすることがないように指導します。	全ての教育活動を通して、男女平等の理念を教職員が共有し、児童生徒に接することで、人権意識を育む教育を推進してきた。また、助産師等を講師として招聘する「いのちの授業」を市内全校で実施し、男女の協力の大切さに気づくことができるような授業を実施した。	学校教育課	3
	10		児童生徒に対し、性別による固定的な役割分担意識に捉われず、適切な教育が行えるよう、教職員への研修機会の充実を図ります。	夏季休業中等で、県の資料等を活用した校内研修を行い、教職員の意識啓発をするとともに、学んだことを活かした学級経営、授業実践を行い、発達段階に応じた指導を行った。	学校教育課	3
	11		“はつらつ社会体験事業”等を通して、性別に関係なく、主体的に進路を選択する力を身につけることができるよう、個性を生かした生活指導・進路指導を行います。	「はつらつ社会体験授業」の充実に力を入れており、キャリア教育につながる講演会等を行ったが、令和5年度も新型コロナウイルス感染症の影響で“職場体験”の実施はできなかった。キャリアパスポートを全校において実施し、小学校1年生から中学校3年生まで毎年、将来を見据えた自分について考えるようにした。	学校教育課	2
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	12		あらゆる世代に対し男女の人権・男女共同参画の視点に配慮した事業を企画します。また、保育の完備や開催時間・曜日の工夫など、誰もが参加しやすい事業の企画・運営に努めます。	セミナー実施に際し土日の開催とし、保育及び手話通訳をつけた。 男女共同参画セミナー①「育児・介護はなぜ女性に偏るのか？～暮らしの中のジェンダーを考える～」 日 時：11月5日（日）14:00～15:30 講 師：山根 純佳氏（実践女子大学教授） 会 場：ふじみ野交流センター 多目的ホール 定 員：50名 参加者：35名 男女共同参画セミナー②「性差別とメディア～テレビ・スマホの中のジェンダー～」 日 時：3月2日（土）14:00～15:30 講 師：田中 東子氏（東京大学大学院情報学環教授） 会 場：鶴瀬西交流センター 定 員：50名 参加者：50名	人権・市民相談課	3
				幼児から高齢者まで男女、世代を問わず参加できるコンサートを休日に開催した。 ＜音楽でいい友＞ 日 時：6月18日(日)、9月17日(日)、10月29日(日)、11月12日(日) 各回14:00～15:30 会 場：ふじみ野交流センター多目的ホール 定 員：各回70名 参加者：延べ228名 内 容：様々なジャンルの音楽コンサート	ふじみ野交流センター	3
				【紙芝居読み聞かせ】 日時：6月16日、7月21日、9月15日、11月17日、12月15日、令和6年1月19日、2月16日、3月15日 全て第3金曜日の10:00～12:00 会場：鶴瀬西交流センター 講師：紙芝居ボランティア 定員：なし 参加者については募集をしていないため、各日付で異なるが約10名程度 内容：子育て世代や高齢者を対象に紙芝居の読み聞かせを行った。また、高齢者向けの読み聞かせは社会福祉協議会と連携し、ケアセンターとリモート中継を繋ぎ、施設まで来館できない方にも楽しんでもらえるように工夫して取り組んだ。	鶴瀬西交流センター	3
				中央図書館において、週1回託児サービスを実施するなど、小さいお子さんの保護者が利用しやすい図書館サービスの提供に努めた。	生涯学習課	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	12		あらゆる世代に対し男女の人権・男女共同参画の視点に配慮した事業を企画します。また、保育の完備や開催時間・曜日の工夫など、誰もが参加しやすい事業の企画・運営に努めます。	「お母さんのステップアップ講座」（保育付） 日 時： ①6月30日 午前10時30分～11時30分 ②7月21日 午前10時30分～11時30分 ③9月15日 午前10時～11時30分 ④10月20日 午前10時～11時30分 ⑤10月27日 午前10時30分～11時30分 ⑥11月17日 午前10時～11時30分 内容： ①「親子で楽しむリトミック」 ②「ベビーマッサージ」 ③「簡単おやつ作り」 ④「より良い親子関係を築くために」 ⑤「子どもの成長とその対応」 ⑥「ベビードダンス」 講師： ①大澤愛氏 ②市民人材バンク講師 ③市健康増進センター 管理栄養士 ④市教育相談室 室長 ⑤市第一保育所 保育士 ⑥市民人材バンク講師 会 場：鶴瀬公民館 第三集会室ほか 参加者：延べ84名	鶴瀬公民館	3
				【子育て支援事業】 ・ちびっこあおむし 未就学児とその保護者を対象に、子育てに関する学習と交流を毎月1回(年12回)開催。 時 間：10:30～12:00 参加者：延べ145組(323人)	南畑公民館	3
				お母さんのステップアップ講座において、保育の設置を行い、子育て中の方も参加しやすい形式での実施に取り組んだ。	水谷公民館	3
				乳幼児から高齢者までライフステージに応じた各種学級講座を開催した。子どもや若い世代を対象とする事業は土日中心の開催に努めた。 【子育て支援事業】 子育てサロン（9回開催） 日 時：主に第3水曜日10：00～11：30 参加者：延べ152人 【家庭教育支援事業】 子育て応援の勉強室「スマホと子ども：悩める保護者のための10のヒント」 日 時：12月2日（日）10:00～12:00 講 師：山本宏樹氏（大東文化大学准教授） 会 場：水谷東公民館多目的ホール 参加者：26人	水谷東公民館	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進	13		多文化共生を理解するための講座の開催や国際理解の授業など、国際的な視野を持てるための教育・学習機会の充実に努めます。	〈やさしい日本語講座〉 ①(市民向け) テーマ:外国人トーク〜世界のみんなに聞いてみよう☆〜(イントロダクション:やさしい日本語講座、本編:外国籍の方が日本で暮らしや文化の違いなどを発表) 日時:10月1日(日)13:20～13:35(イントロダクション:やさしい日本語講座箇所) 講師:こども日本語学習クラブ 会場:キラリ☆ふじみ マルチホール 参加者:355人※国際交流フォーラム内で実施。参加者の人数は国際交流フォーラム全体の参加者人数。 国際交流フォーラムにおいて、やさしい日本語普及のための講演会を行い、外国籍の方に対してやさしい日本語で話すことが相互理解に繋がることについて、市民の理解が深まった。 ②(市職員向け)(再任用職員・会計年度任用職員を含む。) テーマ:共生社会実現のための「やさしい日本語講座」研修 日時:2月5日(月)14:00～15:30 講師:埼玉県国際課職員 会場:市役所第1・第2会議室 参加者:18名 県内の状況や「やさしい日本語」に取り組む必要性を意識することで、窓口での対応や、法律などのルール、在留や社会保険などの手続、災害・避難情報をはじめとする行政からのお知らせや施策などに活かし、共生社会を推進する一助とすることを目的として実施することが出来た。 〈セルビア共和国関連出前講座〉 ①テーマ:総合的な学習の時間 国際交流 テーマ:「セルビアのほうき」 日時:11月21日(火)13:30～15:00 講師:会計年度任用職員(セルビア共和国出身) 会場:水谷小学校 参加者:水谷小学校 縦割総合学習(3年から6年生混合) 児童56名 ②テーマ:国際交流(セルビア共和国シャバツ市)について 日時:12月8日(金)14:00～15:50 講師:会計年度任用職員(セルビア共和国出身) 会場:西中学校みとせ学級教室 参加者:西中学校みとせ学級	文化・スポーツ振興課	3
				英語指導助手(AET)が8名を中心に行われたイングリッシュサマーキャンプの実施により、市内小・中学校で、児童生徒が生きた外国語に触れたり、異文化への理解を深めたりすることができた。	学校教育課	3
	14		富士見市国際友好協会やNPO団体、市民団体等と協力して国際交流フォーラム等を開催し、市内や近隣に在住する外国籍市民との交流を図ります。	〈富士見市国際友好協会主催 国際交流事業「ミニスポーツ交流大会(バドミントン大会)」〉(国際友好協会主催、市事務局) 日時:11月26日(日)13:00～16:30 会場:みずほ台小学校体育館 参加者:36名 内容:外国籍市民の方々との交流を図るイベント。 〈国際交流フォーラム〉(市、教育委員会、国際友好協会共催) 日時:10月1日(日)13:00～16:00 会場:キラリ☆ふじみ(マルチホール、展示会議室、スタジオA) 参加者:355人 内容:地域の国際化が進む中で、多様な文化について互いに理解を深め、ともに暮らすことができる多文化共生の地域づくりを目指して実施している。	文化・スポーツ振興課	3
外国籍市民が安心して暮らせるための支援体制の充実	15		日本語指導員を派遣し、外国籍児童生徒への日本語教育支援を行い、生活面・学習面等での児童生徒の不自由さの解消を図ります。	日本語指導員を派遣し、児童生徒が生活面・学習面において不自由しないよう、日本語指導を行った。 支援を要する児童生徒:小学校11人、中学校5人 指導員:6人 件数:322人	学校教育課	3
	16		地域のNPO団体と協力し、市ホームページへの多言語による生活ガイドの掲載や外国籍市民生活相談の充実に努めます。	〈外国籍市民のための生活ガイド7カ国語版〉(2市1町合同で委託) 市ホームページに「外国籍市民のための生活ガイド7カ国語版」をリンクし、外国籍市民に対し、日常生活に関する情報提供を実施しており、例年通り内容更新実施。 ※令和5年度よりベトナム語が追加されたため7カ国語対応となった。	文化・スポーツ振興課	3
				外国籍市民のための相談窓口を開設している。 〈外国籍市民生活相談〉 毎週木曜日13:00～16:00 市役所2階第3相談室(予約制) 毎週月～金曜日10:00～16:00 ふじみ野国際交流センター(対面、電話)	人権・市民相談課	3
情報の収集と提供	17		男女共同参画に関する国際会議、諸外国情報等を積極的に収集し、市民へ提供します。	国・県からの情報誌や新聞、ホームページなどで情報を幅広く収集しており、適宜、必要な情報は常設コーナーの設置や庁舎内掲示板にてポスター等を掲示している。令和5年度は、市広報6月号「男女共同参画ひろば いっぱいっほ」にて「ジェンダーギャップ指数」を取り上げ、世界と日本の違いがわかる記事掲載を行った。	人権・市民相談課	3

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会

施策の方向(1)ハラスメントを許さない意識づくり

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
各種ハラスメント防止のための意識啓発	18		セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントなどを防止するため、市広報やホームページ等を活用した啓発活動や情報提供を行います。	男女共同参画週間（6月）に、市立中央図書館にてパネル展示「わたしたちは性暴力・性犯罪を許さない」を実施。また、市広報11月号「男女共同参画ひろば いっぱいっぼ」にて「デートDV」の記事掲載を行った。	人権・市民相談課	3
法や制度の周知	19		職場におけるハラスメント防止対策の強化が義務付けられたことから、市内事業主に対して「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」などの法律についての周知、啓発を行います。	ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
	20		高齢者・障がい者への虐待について、各法律の周知や被害防止のための啓発を行います。	高齢者の虐待等権利擁護に関する相談先として、高齢者あんしん相談センターの周知を行った。また、二市一町主催で介護関係者への虐待防止ネットワーク研修会を対面形式で開催し、講義とグループワークを通じて虐待防止の周知・啓発を行った。 研修会実施日:令和6年3月7日（木） 会場:ふじみ野市 講師:立教大学福祉学部教授 参加人数:57名 参加者：施設職員、ケアマネージャー、包括職員、訪問介護ステーション職員、ヘルパー事業所職員	高齢者福祉課	3
				富士見市障害者施策推進協議会、事業所連絡会、相談支援事業所連絡会において、主に虐待の通告義務について周知した。	障がい福祉課	3
	21		埼玉県青少年健全育成条例や富士見市いじめ防止条例についての周知を行います。	【いじめ防止条例】 いじめ問題対策連絡協議会及びいじめサポーター向けに講演会を開催した。また、昨年に続き、啓発を図るため、いじめに関する相談先等を案内する内容のポケットティッシュを作成し、学校やいじめ防止サポーター等に配布した。	子育て支援課	3
				各種条例の直接的な周知ではなく、青少年関係団体が企画・実施する事業の支援を行うことによって、間接的に条例周知を行った。	生涯学習課	2

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり
主要課題1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会
施策の方向(2)ハラスメントに関する相談ができる体制づくり

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
相談体制の充実	22		家庭、学校、職場や地域等、あらゆる場における様々な嫌がらせやいじめの悩み事に対し、個々に応じた適切な相談窓口へつなぎます。	セクハラやパワハラ等の各種ハラスメントを対象とする相談窓口を設置している。	職員課	3
				人権・市民相談課の相談窓口において、相談内容に応じて市民相談や、県の労働相談等へつないだ。	人権・市民相談課	3
				ホームページ等において、様々な相談窓口に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
				いじめの認知を確実にするよう指導するとともに、各学校にいじめアンケート等を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を進めるよう指導した。	学校教育課	3
				電話や対面での相談に加え、公民館等を利用した出張教育相談、公認心理師による心理相談や特別支援教育相談、医療機関と連携した教育相談等の相談活動を行った。	教育相談室	3
	23		高齢者・障がい者・児童への虐待についての相談を受け、個々の状況に応じた支援を行います。	高齢者虐待等の通報や相談があった際に、高齢者あんしん相談センターや関係機関と連携して実態把握等の情報を収集し、情報共有やケース検討を実施。必要に応じてコアメンバー会議を開催し、対応の協議を行い、関係機関と連携し、高齢者及び家族への支援と、不適切な対応をする者への介護負担軽減に向けた対応など、養護者支援を行った。	高齢者福祉課	3
				虐待の通報に対して、大人は埼玉県のマニュアルに即し、子どもは、子ども未来応援センターへつなぎ、対応した。	障がい福祉課	3
				児童虐待通告があった場合には、関係機関等への必要な調査を実施した上で、しかるべき指導・支援を行った。対応の中で出てきた様々な課題に対しては、関連する関係機関と連携して対応を行った。また、子どもを守る地域協議会において、関係機関との連携強化を図った。	子ども未来応援センター	3
	24		専門カウンセラーによる女性相談を定期的実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。	女性相談では、心理カウンセラーによる精神面の相談、DV相談では、NPO法人のスタッフによる生活面の相談や支援等を行った。	人権・市民相談課	3

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(1)男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
生と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実	25		男女平等及びリプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた男女の性に関する教育の充実に取り組みます。また、正しい知識と認識を深め、お互いの人権を大切にし合えるよう、「体育（保健体育）」、「家庭（技術・家庭）」、「特別な教科道徳」及び「総合的な学習の時間」、「特別活動」などを通じて指導します。	各教科における指導に合わせ、包括的セクシュアリティ教育や包括的性教育について、市の委嘱研究を進めてきた。各学校には、関係機関（病院）と連携して取り組むよう働きかけている。	学校教育課	3
	26		小・中学校において、関係機関で作成される、性とジェンダーに関する資料の活用を図るとともに、性的マイノリティを含む多様な性への理解のための情報提供を行います。	児童と保護者が一緒に取り組める「家族でやってみよう！ジェンダーチェック」を市内全小学4年生に配布し、アンケートを回収した。アンケートでは、「これからは男、女ではなく、一人の人として見ていきたい」「これからできることはなにか調べてみたくなった」といった感想が寄せられた。	人権・市民相談課	3
				関係機関から提供される資料を配付・活用するとともに、情報共有を図っている。	学校教育課	3
	27		児童生徒及び市民の健全な心身の発達のため、薬物の害及びエイズや性感染症についての知識を普及し、その予防に取り組みます。	ふるさと祭りの場を活用して、薬物乱用防止キャンペーンを行った。薬物乱用防止のための啓発品を配布し、薬物についての知識が普及されるよう努めた。	生涯学習課	3
				体育（保健体育）科において、児童生徒の発達段階に応じて指導するとともに、各学校において、薬物乱用防止教室を実施している。	学校教育課	3
	28		生活環境の保全のための啓発を行い、環境汚染による健康被害の未然防止に取り組まします。	市域全体の大気環境を監視するため、年2回（夏季、冬季）つるせ台小学校・水谷小学校・東中学校におけるダイオキシン類濃度を調査した。野外焼却に関しては、広報やホームページで周知・啓発するとともに、パトロール等により、法令等により禁止されている行為が確認された場合には中止を要請した。	環境課	3
	29		リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念の浸透を図るための学習機会や情報の提供を行います。	市ホームページへの啓発記事掲載及び庁舎内の男女共同参画コーナーにおいて、リーフレット等を配架した。	人権・市民相談課	3
	30		両親学級を通して、男女が互いの性を理解し、健康な妊娠生活の継続と男女共同参画による子育てを推進します。	両親学級では「出産前後に利用できる制度」「新生児の保育」「赤ちゃんの環境と衣類」などの一般的な出産準備の内容だけではなく、妊婦体験や「家族計画」「妊娠から出産・赤ちゃんとの生活」の講義を通して男女の性の違いや、妊娠・出産による体や精神面の変化等をホームページでの動画掲載や、対面の講義にて周知した。	子ども未来応援センター	3
	31		子どもに対する性犯罪の防止に役立つ取り組みとして、富士見市青少年育成市民会議や、富士見市青少年育成推進員とともに110番三角旗の設置や地域のパトロールを行います。	110番三角旗の点検や配布を行った。8月には地域のパトロールの一環として環境パトロールを実施し、青少年の犯罪防止に努めた。	生涯学習課	3
	32		インターネットやスマートフォンを利用した性犯罪、人権侵害行為等を防ぐため、メディアの情報についての正しい判断能力を身につけられるよう、児童生徒及び保護者に向けて啓発を行います。	埼玉県ネットトラブル注意報を各校へ情報提供し、学校から児童生徒及び保護者への啓発を図った。	学校教育課	3

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(2)生涯にわたる健康づくりの支援

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
からだところに関する相談等の充実	33		年代や性差に応じた健康に関する相談窓口の充実に努めます。	年代や性差に応じた健康相談を実施した。 ・成人健康相談 203人 ・高齢者健康相談 398人	健康増進センター	3
	34	再掲	専門カウンセラーによる女性相談を定期的に実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。	女性相談では、心理カウンセラーによる精神面の相談を受け、相談者の状況により相談を継続したり、他の相談（法律相談など）につなぐなどの支援を行った。	人権・市民相談課	3
妊娠・出産・育児に関する健康支援	35		妊産婦の健康づくりに対する取り組みの充実に努めます。	妊娠届出時の面接、妊娠中の電話やアンケート、医療機関からの連絡等から状況を把握し、必要に応じて支援を実施した。	子ども未来応援センター	3
	36		妊娠・出産に関する経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査の費用の一部を助成します。	国及び県が望ましいとする基準の妊婦健康診査と産婦健康診査の内容について、その費用の一部を助成した。	子ども未来応援センター	3
	37		妊娠・出産に関する精神的・経済的不安に対処できる相談・支援体制の充実に努めます。	妊産婦へ伴走型相談支援を行う中で精神的、経済的問題を把握し、連携会議にて協議。必要に応じて関係機関と連携し、継続して支援を実施した。また、経済的支援として出産・子育て応援給付金の支給、ベビーギフトの提供を開始した。	子ども未来応援センター	3
生涯を通じた健康づくりの支援	38		一人ひとりがライフステージに応じて主体的・継続的に健康を維持できるよう、生活習慣病等疾病の予防や介護予防のための学習の機会を提供し、各種健（検）診制度の充実と受診率向上を目指した普及啓発に取り組みます。	食や健康づくりに関する教育や各々の健康状態に合わせた教室を実施した。 ・集団健康教育 教室等参加者 86回 1,409人 ・介護予防関係 教室・講座参加者 134回 2,413人	健康増進センター	3
	39		男女の心身の健康・生きがいづくりの一環として、地域でのスポーツ行事や講座等を開催します。	＜心のバリアフリー研修＞ 内 容：心のバリアフリー講義及びゴールボール体験 日 時：令和6年2月23日（金祝）10:00～12:00 会 場：市民総合体育館 サブアリーナ 講 師：埼玉ゴールボールクラブ 協 力：大崎電気ハンドボール部 参加者：18名 ＜車いすハンドボール体験教室＞ パラスポーツ体験（障がいへの理解） 日 時：①令和5年9月14日（木）8:55～11:45 ②令和5年10月23日（月）10:00～12:00 会 場：①西中学校体育館 ②南畑小学校体育館 講 師：上原 大祐氏 参加者：①西中小学校1年生 110人 ②南畑小学校4年生 47人 ＜車いすバスケットボール体験教室＞ パラスポーツ体験（障がいへの理解） 日 時：令和5年10月7日（土）10:00～12:00 会 場：市民総合体育館 メインアリーナ 講 師：埼玉ライオンズ 参加者：市内在住の小学4～6年生 28人	文化・スポーツ振興課	3

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題3 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

施策の方向(1)多様な性への理解促進

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
性の多様性についての意識啓発	40	新規	性別に起因する偏見や固定観念等により、困難な立場に置かれている性的マイノリティに関する理解促進のための啓発を行います。 （市広報等での周知、市民向けの講座、市内事業所向けの周知、国や県の小・中学校教職員研修、人権講演会、男女共同参画職員研修等）	＜男女共同参画職員研修＞ テーマ：「ＴＶドラマを通じて考えるジェンダー～男女共同参画の課題を改めて考える～」 講師：大橋 稔氏（城西大学語学教育センター教授） 日時：11月14日(火) 14:00～16:00 対象：全職員 会場：富士見市役所 第2・3会議室 定員：35名 参加者：32名 内容：性の多様性を尊重した環境づくり ※人権・市民相談課と共催	職員課	3
				市ホームページ等にて、性の多様性に関する情報提供及び周知啓発を行っている。	人権・市民相談課	3
				国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
				関係資料を活用し、性とジェンダーや多様な性についての指導を行い、一人ひとりが互いの人権を尊重する意識をもつことができるように努めている。	学校教育課	3
環境の整備	41	新規	性的マイノリティや子育て家庭、高齢者、障がい者を含め、すべての人が安心して使えるよう、男女別トイレの他に誰でも使える「多目的トイレ」の整備に努めます。	各施設管理担当課からの改修計画・要望を基に、助言・技術協力を行い整備を進めた。 関係法令：バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律） 埼玉県建築物バリアフリー条例（埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例） 埼玉県福祉のまちづくり条例 など	営繕課	3
				水谷小学校：東校舎の増築工事に伴い、オストメイト、おむつ交換台付の多目的トイレを設置 ふじみ野小学校：トイレ改修工事において、便器洋式化、床ドライ化を実施	教育政策課	3
	42	新規	性別を特定する必要がない市の手続きやアンケート等において、性的マイノリティの心理的負担の軽減に配慮します。	市が作成するアンケート等について、特に理由がある場合を除き、性別記載欄を設けないよう毎年通知をし、全庁に配慮を促している。	全課	3
	43	新規	同性カップルの抱える生きづらさを解消し、性の多様性について広く啓発していくため、「パートナーシップ宣誓制度」の導入に向けた取り組みを進めます。	令和4年4月1日より制度を開始。また、市ホームページ等にて性の多様性に関する情報提供及び周知啓発を行っている。	人権・市民相談課	3

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

主要課題3 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

施策の方向(2)多様な性に関する相談ができる体制づくり

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
相談体制の充実	44		性的マイノリティ及びその家族の相談について、個々に応じた適切な相談窓口につなげます。また、研修の受講等により、対応する職員及び相談員の理解を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。	性的マイノリティの理解を深め、個々に応じた適切な相談窓口へつなぐことができるよう、職員研修の内容を職員で共有している。	人権・市民相談課	3
				関係機関からの啓発資料を有効活用し、児童生徒への啓発を図った。	学校教育課	3
				性的マイノリティについての相談があった場合は、相談者の要望や学校等の環境、指導体制について、十分な合意形成が図られるよう取り組んだ。	教育相談室	3

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

主要課題1 暴力根絶のための意識啓発

施策の方向(1)配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
配偶者・パートナー等からの暴力防止のための意識啓発と環境整備	45	指標	配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力（DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、デートDV、リベンジポルノ等）の根絶を目指し、講演会・市広報・ホームページ等を活用し、啓発を行います。	市広報及びホームページ、SNSにて無料相談の周知やDV防止の啓発記事を掲載するとともに、庁内に関連ポスター及びチラシを掲示し、問合せに応じて各種相談窓口を案内している。 11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間 中央図書館にて関連図書の展示及びパネル展示「わたしたちは性暴力・性犯罪を許さない」を実施 3月セミナー「性差別とメディア～テレビ・スマホの中のジェンダー～」3月2日(土) 14:00～15:30 講師:田中東子氏（東京大学大学院情報学環教授）を実施	人権・市民相談課	3
				図書館において、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にミニ展示として関連書籍の紹介を行った。また、二十歳式で、デートDV防止を呼びかける広報物の配布を行った。	生涯学習課	3
				関係機関からの啓発資料を有効活用し、児童生徒への啓発を図った。	学校教育課	3
性犯罪等の防止	46		女性や高齢者の被害が多いひったくりや痴漢等の犯罪防止対策として、東入間警察署と連携し、リーフレットの配布・講習会の開催を通し啓発に努めます。また市民協働による地域防犯パトロールへの支援や、犯罪を未然に防ぐための取り組みを推進します。	地域における防犯活動を更に推進させるための知識と意欲を高揚するため、自主防犯活動リーダー講習会を実施した。また、自主防犯活動団体で定期的・継続的に行っている青色防犯パトロールカーを活用した地域パトロール活動の取り組みとして、青色防犯パトロール講習会を実施した。 ＜イベント名＞自主防犯活動リーダー講習会 テーマ：近年の犯罪情勢と地域安全のためのMATEについて 講 師：東入間警察署 生活安全課 生活安全係長 特定非営利活動法人 日本こどもの安全教育総合研究所 理事長 日 時：8月2日（水）14:00から 対 象：町会関係者、各学校防犯担当職員、スクールガード関係者及びPTA役員、その他市民等 会 場：キラリ☆ふじみ マルチホール 参加者：町会関係者、各学校防犯担当職員、スクールガード関係者及びPTA役員、その他市民等 内 容：最新の犯罪情勢や、地域安全の課題、MATEについての講和に加え、ミニシンポジウムを行うことで防犯知識の取得を図った。 ＜イベント名＞青色防犯パトロール講習会 テーマ：近年の犯罪情勢と青色防犯パトロールの実施要領について 講 師：東入間警察署 生活安全課 生活安全係長 日 時：9月4日（月）14:00から 対 象：富士見市青色防犯パトロール隊員 会 場：富士見市役所会議室 参加者：富士見市青色防犯パトロール隊員 内 容：青色防犯パトロールの方法や警察による最新の犯罪情勢の講和を実施し、防犯知識の取得を図った。	協働推進課	3
	47		夜間における女性の性犯罪の被害を防止するため、防犯灯の設置と適切な維持管理に努め、安心・安全なまちづくりを推進します。	令和5年度における防犯灯の新規設置数 電柱共架：21基	道路治水課	3

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

主要課題1 暴力根絶のための意識啓発

施策の方向(2) 支援体制の充実

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
DV被害者への支援	48		「富士見市配偶者暴力相談支援センター」を中心に、DVに関する法律や相談窓口等、被害者の保護及び自立支援に関する情報提供を行います。	NPO法人によるDV相談窓口設置の他、市広報にて無料相談の周知を図るとともに、庁内に関連ポスター及びチラシを掲示し、問い合わせに応じて個々に応じた情報提供や支援を行っている。	人権・市民相談課	3
				関係機関との連携を密接に取りつつ、選挙人名簿の閲覧におけるDV被害者の保護に取り組んだ。	総務課	3
	49		DV被害者の安全確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内の連携強化を図ります。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待や高齢者虐待に対する支援体制の強化及び各課との連携を図ります。	関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施。担当課間における情報連携基盤の運用管理を行った。	ICT推進課	3
				被害者の個人情報には担当者だけではなく、市民課全体で共通認識を持ち管理・運用をしている。また、新規申出者については、申出書受領後、「住基支援対象者リスト最新情報」にて関係部署へ迅速に情報提供を行い、決定後、関係部署に「情報提供リスト」にて改めて情報提供を行うことで、連携を密にし、漏れがないよう適切な対応を実施。	市民課	3
				関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施。被害者の個人情報についても、担当者間の共通認識のもと、運用管理をしている。また、独自業務マニュアルに基づき、職員に周知徹底を図っている。	保険年金課	3
				引き続き、関係機関との連携を図りつつ、部内及び課内において情報を共有し、支援対象者の個人情報の保護について厳格に対応した。	税務課	3
				関係機関と密接な情報連携を図りつつ、課内において、被害者の個人情報を特に厳重管理するとともに、あらゆる事務処理、関係業務において、常に情報管理を徹底し、業務を遂行した。	収税課	3
				配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議の中で、DVに関する認識及び情報の共有を図った。	人権・市民相談課	3
				ドメスティック・バイオレンスの被害者への対応として、所管する「児童扶養手当」、「児童手当」等について、相談を受けるとともに、関係課や県、他自治体と連携し、必要な手続きなど、迅速な対応を行った。	子育て支援課	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
DV被害者への支援	49		DV被害者の安全確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内の連携強化を図ります。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待や高齢者虐待に対する支援体制の強化及び各課との連携を図ります。	DV被害者からの申請により、住民票がないまま保育所への入所を許可するなどの対応をしている。また、児童虐待に関しては、保護者・子どもと接する保育者が発見しやすく、ケースにより多く声かけをするとともに、関係機関とも連携し、注視してきた。	保育課	3
				児童虐待対応において、DVに関する課題が出てきた場合には、配偶者暴力相談支援センターへの相談を案内した。また、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議等にて情報共有を行った。	子ども未来応援センター	3
				生活保護受給者及び生活困窮者のDV被害者への支援については、関係機関との連携及び課内の情報共有を図りながら適切な対応に努めた。また、DV被害者の個人情報保護については、生活保護システムに要注意情報として登録することで情報の共有を図った。	福祉政策課	3
				配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議に参加し、協議や情報交換を行うとともに、住基支援に関する対応等、DV防止に向けて関係部署との連携を図った。	高齢者福祉課	3
				DVと思われるケースについて、担当課へつないだ。	障がい福祉課	3
				関係機関と情報共有・連携を密にしながら、各種健（検）診、予防接種、相談等を実施した。	健康増進センター	3
				被害者から相談や問い合わせがあった場合は、市営及び県営住宅の紹介や埼玉県住まい安心支援ネットワーク登録の「あんしん賃貸住まいサポート店」について紹介を行い、関係課との連携や課内の情報共有を行っている。令和5年度は支援実績なし。また、法改正に伴い、条例改正を行い対応をした。	建築指導課	3
				関係機関との連携を密接にとりつつ、適切な対応を実施した。また、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議に参加し、DVに対する認識及び情報の共有を図るとともに、委託業者にも個人情報の取扱いに細心の注意を払うように周知した。	水道課	3
				関係機関と連携して情報共有を図り、学校と情報交換を行った。必要に応じて、各学校で実施する「ケース会議」に参加し、学校の対応について支援した。	学校教育課	3
	50		女性相談・DV相談等、生活面及び精神面での相談体制の充実を図り、被害者の状況に応じた支援を行います。	女性相談において、心理カウンセラーによる精神面の相談、DV相談では、NPO法人のスタッフによる生活面の相談や支援等を行った。DV相談では、NPO法人のスタッフによる生活面の相談や支援を行い、緊急の場合には、被害者の状況により関係部署を連携を図りながら支援をした。	人権・市民相談課	3

基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

主要課題１ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向(1)審議会等への女性の参画拡大

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
女性の参画を促進する基盤づくり	51		各種審議会など、市政に関わる女性があらゆる政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう、啓発を行います。	市広報6月号にて「ジェンダーギャップ指数～男女平等ランキング」を取り上げ、政策・方針決定過程への女性の参画の重要性についての記事掲載を行った。	人権・市民相談課	3
市政への男女共同参画の推進	52	指標	各種審議会等市政に関わる機関の女性委員の割合40%を目指し、また男女比率が、一方の性が60%を超えない範囲を目標にします。	「審議会等の設置運営に関する指針」に基づき、各審議会の女性委員の割合40%を目指して取り組んでいる。	全課	3
	53	指標	女性職員の管理職への昇任意欲の向上と、より多くの女性職員を管理職にするための環境整備を進めます。	要件を満たした全ての職員が選考対象となる制度となっている。その結果、従来の試験制度と比べ選考の対象となる職員の裾野が広がり、女性管理職の割合は全体の19.4%となっている。 令和5年度は、新たな取組みとして、女性職員を対象に、キャリア形成や昇任・昇格に対する意識高揚を図る機会とすることを目的とした研修を実施した。	職員課	2
市内事業所における女性登用	54		男女労働者間に生じる格差解消のため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に関する啓発及び情報提供に努めます。	「男女共同参画プラン（第4次）」の中で掲載（市ホームページ）しているほか、国・県から送付される啓発冊子等について、関係課と連携し、公共施設への配置をするなどして周知をしている。	人権・市民相談課	3
				国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3

基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

主要課題１ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向(2)女性の参画促進に向けた人材の育成

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
人材育成のための学習機会の提供	55		女性の活躍をテーマとしたセミナー・研修等の開催や、情報提供を行います。	男女共同参画講演会「女性のチャレンジと可能性～講談 フラガール物語（常磐炭鉱余聞）～」 日時：9月3日（日）14:00～15:30 講師：神田 香織氏（講談師） 会場：鶴瀬コミュニティセンター 定員：250名 参加者：153人	人権・市民相談課	3
女性の活躍の場の提供	56	指標	「富士見市市民人材バンク」の有効活用等、市内で活躍する女性の経験を生かせる機会の提供や、活動の場などの情報提供を行います。	人権・市民相談課の男女共同参画コーナーにて、市民人材バンクのリストや、女性活躍に関する国・県のリーフレット及びイベントのチラシ等を配架し、情報提供を行った。	人権・市民相談課	3
				富士見市市民人材バンクの活用と、市内で活躍する女性に講師を依頼した。 ＜ふじみ野じゅく10月定例会＞ 日 時：10月20日(金)午前10時～11時30分 参加者：25名 内 容：らくらくストレッチと健康体操 ＜ふじみ野じゅく1月定例会＞ 日 時：1月19日(金)午前10時～11時30分 参加者：29名 内 容：クラリネットとピアノコンサート ＜勝瀬の七夕まつり＞ 日 時：8月4日(金)午前10時～11時30分 内 容：カルトナーシュの手帳づくり 定 員：10名 参加者：12名 ＜自分で作るお正月飾り＞ 日 時：12月21日（水）午前10時～11時30分 定 員：10名 参加者：10名 内 容：お正月リースアレンジづくり 会 場：上記全てふじみ野交流センター	ふじみ野交流センター	3
				毎年5月から翌年3月まで開催する高齢者学級「水曜学級」の9サークル活動のうち、4サークルにおいては、市内で活躍されている女性に講師を依頼した(健康体操、コーラス、生け花、パワーアップ体操)。また、10月1日開催の鶴瀬西交流センターフェスティバルの舞台発表会において、市民人材バンク登録者の女性を司会者として起用した。	鶴瀬西交流センター	3
				未活用登録者については、推進員の会でモデル事業を実施し、登用に努めた。また、広報紙の発行や活動写真展の開催など、市民人材バンクが広く知られるよう周知に努めた。	生涯学習課	3
				子育て学習支援事業お母さんのステップアップ講座で人材バンク講師利用、2回で2人 ① テーマ ベビーマッサージ 日 時：7月21日午前10時30分～11時30分 会 場：鶴瀬公民館 参加者：8名 内 容：ベビーマッサージについての学習 ②テーマ：ベビードンス 日 時：11月17日午前10時～11時30分 会 場：鶴瀬公民館 参加者：14名 内 容：赤ちゃんを抱っこしたまま音楽に合わせてステップをふむセラピープログラム	鶴瀬公民館	3
				【子育て支援事業】 ・ちびっこあおむし ちびっこあおむしの元参加者が、子育ての経験を生かしてスタッフとして事業運営に参加。開催は、木曜日の午前10:30～12:00 スタッフ：9人 ・わくわく子ども体験室 講師として、地域の女性が事業に参加 日程：7月26日 内容：エコバッグ作り 参加：10人 日程：7月28日 内容：スノードーム作り 参加：40人	南畑公民館	3
				お母さんのステップアップ講座において、保育の設置を行い、子育て中の方も参加しやすい形式での実施。	水谷公民館	3
				子育てサロンや熟年学級など、各種講座において、指導者や利用者として女性が活躍している。	水谷東公民館	3
情報収集の場の提供	57		市内公共施設の空スペース等に男女共同参画コーナーを設け、常時情報の提供を行います。	人権・市民相談課及び鶴瀬西交流センター、ピアザ☆ふじみ、針ヶ谷コミュニティセンター内の男女共同参画コーナーにて国・県のリーフレット及びイベントのチラシ等を配架し、情報提供を行った。	人権・市民相談課	3

基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり
主要課題2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
施策の方向(1)男女がともに働きやすい環境づくり

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
ワーク・ライフ・バランスへの理解促進及び意識啓発	58		ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への理解を深めるとともに、男女が家事や子育て・介護等を共に担う意識を啓発し、特に男性及び事業主等への学習機会を充実させます。また、男性向け子育てリーフレットを母子手帳交付時に併せて配布します。	男女共同参画セミナー「育児・介護はなぜ女性に偏るのか？～暮らしの中のジェンダーを考える～」を実施。 日時：11月5日（日）14:00～15:30 講師：山根 純佳氏（実践女子大学教授） 会場：ふじみ野交流センター 定員：50名 参加者：35名 また、男性向け子育てリーフレット「富士見市でパパになる！」を母子健康手帳とともに配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについて等の情報提供をした。	人権・市民相談課	3
				男性向け子育てリーフレット『富士見市でパパになる！』を母子健康手帳交付時や妊娠中の転入者に対しても配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについて周知した。	子ども未来応援センター	3
				ホームページ等において、セミナーや相談会に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
妊産婦の健康管理の支援	59		安心して出産・子育てができるよう、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査受診券の発行のほか、母性健康管理指導事項連絡カードの利用等を進めます。	母子健康手帳を786名に交付し、転入妊婦を含め876名に妊婦健康診査助成券を発行。また、仕事を持つ妊婦へは、面接や電話等の際に母性健康管理指導事項連絡カードの周知を行った。	子ども未来応援センター	3
雇用の場における男女共同参画の促進	60		働く男女の育児・介護休業取得率が向上するよう、市民や事業主等に対して育児・介護休業法に関する啓発をし、制度活用の促進に努めます。	男女共同参画セミナー「育児・介護はなぜ女性に偏るのか？～暮らしの中のジェンダーを考える～」を実施。 日時：11月5日（日）14:00～15:30 講師：山根 純佳氏（実践女子大学教授） 会場：ふじみ野交流センター 定員：50名 参加者：35名 また、男性向け子育てリーフレット「富士見市でパパになる！」を母子健康手帳とともに配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについて等の情報提供をした。【再掲No.58】	人権・市民相談課	3
				ホームページ等において、セミナーや相談会に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
	61		働く男女の有給休暇取得率が向上するよう市民や事業主等に対して啓発し、制度活用の促進に努めます。	男性向け子育てリーフレット『富士見市でパパになる！』を母子健康手帳交付時や妊娠中の転入者に対しても配布し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについて周知した。【再掲No.58】	人権・市民相談課	3
				ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
	62		男女の均等な雇用の機会、待遇の確保、女性労働者の能力の開発や向上のため、改正男女雇用機会均等法、家内労働法、パートタイム労働法、女性活躍推進法等の普及を図ります。	ホームページ等において、制度に関する情報提供等を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
	63		湯茶の提供や、簡易作業を女性だけに限定する等の男女の固定的な性別役割分担意識の是正と就労環境等の整備や改善について事業主等へ働きかけます。	ホームページ等において、男女の固定的な性別役割分担意識の是正と就労環境等の整備や改善についての周知を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。	産業経済課	3
	64		仕事と子育て・介護の両立や、子育て支援に積極的に取り組む企業を紹介します。	人権・市民相談課の男女共同参画コーナーにて、仕事と子育て・介護の両立支援の県の冊子や、多様な働き方実践認定企業のレポート等を配架し、情報提供を行った。	人権・市民相談課	3
				ホームページにおいて、多様な働き方実践認定企業を掲載した。	産業経済課	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
多様な働き方の支援	65		女性の多様な働き方を支援するため、県女性キャリアセンター等を活用し、職業能力の開発や向上への支援及びフルタイム労働だけでなく在宅勤務や起業等の情報を積極的に収集・提供します。	埼玉県女性キャリアセンターと県内自治体との共催で在宅ワーカー育成セミナーの周知を行った。その他、広報において、セミナーに関する情報提供を行ったほか、国・県が作成したチラシやポスターの配布等を実施した。 テーマ：在宅ワーカー育成セミナー【初級コース】 講師：株式会社キャリア・マム 中村照子氏 日時：8月30日（水）9月13日（水）10:00～13:00 対象：在宅ワークを始めたい女性 会場：埼玉県女性キャリアセンター 定員：WEB70人・サテライト会場30人 参加者：63人（富士見市2人） 内容：在宅ワークという働き方を実際に試してみるセミナー	産業経済課	2
	66		内職相談事業を充実させます。また、定期的に事業所の開拓を行い、提供する内容を充実させます。また、近隣市町村等と連携し、内職事業者情報等の収集及び情報提供を行います。	毎週水曜日と金曜日に内職相談室にて相談事業を実施。また、広報誌にて内職委託事業所を募集。近隣自治体と合同で求人開拓・視察研修を実施し、内職事業者情報等の収集及び情報提供を行った。	産業経済課	3
	67		農業を営む家族が、男女共同参画の意識をもって働けるよう、就労条件などについて、家族の話し合いを基本とする家族経営協定の締結を促進し、農業等に従事する女性の地位向上を図ります。	認定農業者や認定農業者を目指す農業者へ、制度について説明し、締結の促進を図った。 締結件数24件・相談5件	農業振興課	3
事業者としての市の取り組み	68		男女共同参画に関する全職員の意識向上を目指し、新たな課題や時代に即した研修の機会を提供します。	＜男女共同参画職員研修＞ テーマ：「ＴＶドラマを通じて考えるジェンダー～男女共同参画の課題を改めて考える～」 講師：大橋 稔氏（城西大学語学教育センター教授） 日時：11月14日（火）14:00～16:00 対象：全職員 会場：富士見市役所 第2・3会議室 定員：35名 参加者：32名 内容：性の多様性を尊重した環境づくり ※人権・市民相談課と共催	職員課	3
	69		全職員のワーク・ライフ・バランス意識の向上を図るため、残業を縮減するための仕事の見直しや、育児・介護を担う職員への理解促進など、意識啓発と就業環境の整備を進めます。	職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点から、リフレッシュデイの徹底や時間外勤務管理シートの活用による時間外勤務の縮減、また、年次有給休暇計画表の活用による計画的な休暇の取得などの取り組みを実施した。 職員1人当たりの年次有給休暇平均取得日数 （令和5年度）：14日2時間 （令和4年度）：12日6時間	職員課	3
	70	指標	市内企業のモデルとして、「富士見市特定事業主行動計画」に基づき、意識啓発、環境整備を行い、介護休暇及び育児休業等取得率の向上に努めます。特に、男性職員の育児休業等の取得を促進するため、情報提供や管理職等の意識向上に努めるとともに、仕事の分担の見直し等を適宜行います。	制度の周知及び取得促進に努めた。 ・育児休業取得者 42人（延べ）うち男性8人 ・介護休暇取得者（短期） 1人 ・子どもの出生時における「父親」の ①妻が出産する場合の休暇取得率 85.0% ②育児参加休暇取得率 25.5% ③育児休業等の取得率 72.7% ④平均取得日数 2.4か月	職員課	3
	71		育児休業中の職員が所属する部署に対して、必要に応じて職員の配置を検討します。	必要に応じて職員の異動や会計年度任用職員の予算措置などを行い、必要な人員の確保に努めた。	職員課	3
	72		男女がともに自己のキャリア形成に関して早期の段階から意識を高く持てるよう、研修等の実施や、幅広く職務経験を積むことのできる人事配置を実施し、職員の資質向上に努めます。	入職3か年人材育成計画の中で、入職3年目の職員にキャリアデザインシートの作成を組み入れている。また、主査級以下の人事異動希望調書において、キャリアデザインの記入欄を設けている。	職員課	3
	73		性別にとらわれないことのない職員配置や業務分担に配慮します。	性別にかかわらず、職員の能力や適性に応じて配置・業務分担を行っている。	職員課	3
	74		ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の取り組みを推進し、女性の登用を進めます。	管理職について、要件を満たした全ての職員が選考対象となる制度となっている。その結果、従来の試験制度と比べ選考の対象となる職員の裾野が広がり、女性管理職の割合は全体の19.4%となっている。主査級については、平成25年度の昇任試験方法の見直しにより、原則として有資格者全員を受験対象とした。その結果、主査級の女性職員の割合は54.8%（再任用を除く）となっている。	職員課	3

基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

主要課題2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向(2)仕事と子育て・介護の両立支援

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
保育（療育）施設の整備・充実	75	指標	保育施設の整備などにより、保育所の待機児童解消を目指します。	幼保連携型認定こども園の「泉の森ふじみ」開園に伴う補助金の交付等を行い、待機児童解消に努めた。（令和6年4月開設）	保育課	3
	76		既存の心身障害児施設について、整備と内容の充実に努めます。	・通園療育事業：通園児26人 ・地域療育支援事業（相談、言語、機能訓練、施設支援、グループ教室等）：延べ利用人数892人 ・保育所等訪問支援事業：3人 ・障害児支援利用計画：通園児23人、通園児以外43人	みずほ学園	3
子育て支援事業の充実	77		放課後児童クラブの施設整備などにより、待機児童ゼロを継続します。	令和6年4月供用開始に向け、水谷第4放課後児童クラブの施設整備を行った。定員超過のクラブについては、小学校の特別教室や体育館を借用するなど、関係機関と連携しながら児童の生活スペースを確保した。	保育課	3
	78	指標	ファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。	会員数1,557人（依頼会員1,349人、提供会員152人、両方会員56人）、活動件数は6,348件で、コロナ禍以前に比べても、より活発な活動となっている。仕事と育児の両立と子育て支援の充実に図った。	子ども未来応援センター	3
	79		児童の健全な遊び場・居場所となるよう児童館事業を推進します。	・関沢・諏訪・ふじみ野児童館のそれぞれの特色を生かして地域に密着した事業を行うとともに、子育て支援の取り組みを行った。 ・関沢児童館、ふじみ野児童館で夜間開館を実施し、中高生の居場所づくりを行った。 ・平成30年度から児童館の自主事業として5月5日の「こどもの日開館」を実施している。 ・児童館のホームページやブログを活用し、開館情報を発信した。	保育課	3
	80		子育て支援センターの整備などにより、子育てに関する情報提供や相談体制の充実に努めます。	幼保連携型認定こども園の「泉の森ふじみ」開園に伴う子育て支援センター開設に向け準備を行った。（令和6年6月開設）	保育課	3
				ふじみkids通信を毎月発行し、子育てに関する情報提供をした。また、電話・面接も含め、ひろばでの相談が77件あり、子育てに悩む保護者の支援を行った。	子ども未来応援センター	2
				子どもの予防接種に関する情報提供や相談等を実施した。	健康増進センター	3
	81		子どもの教育上の悩みをもつ保護者に対して電話や対面での相談を行います。長期間欠席児童生徒についても相談活動や適応指導教室「あすなろ」での受け入れ等をとおし、支援します。	電話、対面による相談を、のべ1,481件（R6.3.31集計時）実施した。また、教育支援センター（適応指導教室）「あすなろ」では、34名の児童生徒を受け入れ、支援を行った。	教育相談室	3
	82		学習障害（LD）／注意欠損・多動性障害（ADHD）／高機能自閉症／知的障害等、市内小・中・特別支援学校に在籍する特別な配慮を要する児童生徒を支援するため、専門家を配置し、特別支援教育相談の充実に努めます。	障がいや特別支援、就学に関わる相談を、のべ731件（R6.3.31集計時）実施した。また、イムス富士見総合病院と連携した相談や、跡見学園女子大学と連携した知能検査を行った。	教育相談室	3
	83		保護者の教育費に関する負担の軽減を行うために、要保護・準要保護の児童生徒への援助費や就学児支度金新入学用品費の支給を行います。	経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等を援助する就学援助を行い、義務教育の円滑な実施を図っている。また、新入学児童生徒に対しても、就学援助費の一部事前支給を実施した。	学校教育課	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
子育て支援事業の充実	84		保護者の負担の軽減を図るため、諸手当、医療費等の助成事業を推進します。	こども医療費の助成については、15歳年度末までの入院・通院に係る医療費の自己負担分を引き続き助成した。	子育て支援課	3
	85		障がいのある児童を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、諸手当や医療費等の助成を行います。	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、重度心身障害者医療制度の案内を行い、これら制度の活用を促した。	障がい福祉課	3
地域の子育て環境の整備	86		民間の子育て支援センターなど関係機関等と連携し、地域における子育て支援の充実に努めます。	民間の子育て支援センターの運営に対する補助を実施し、子育て環境の支援を推進した。	保育課	3
				市内10カ所の支援センターが集まり、5回の会議を行った。情報交換や問題点を出し合い、問題解決に向け意見交換をした。また、11月6日から11日の間、各支援センターでPRイベントを開催した。	子ども未来応援センター	2
	87		母子保健推進員による乳児家庭の全戸訪問を推進するため、推進員育成と充実に努めます。	76名に母子保健推進員を委嘱。感染症対策に留意し、訪問やわくわく子育てトーク、ファミリーコンサートを実施。支部会や研修会を通じて、推進員活動の知識や経験の普及に努めた。	子ども未来応援センター	3
	88		地域と連携し、公共施設等を利用した「地域子ども教室」や「子ども食堂」などの子どもの居場所づくり事業を進めます。	公共施設と調整を図り、定期活動のほか、イベント開催の支援や子ども食堂の実施など、子どもの居場所づくり団体の安定的な活動のための支援を行うことができた。	子ども未来応援センター	3
				「地域子ども教室」について10教室が開催。地域や学校、家庭と連携し、子ども達が安心安全に遊べる居場所づくりに努めた。	生涯学習課	3
	89		妊産婦や子ども、高齢者等の交通弱者の安全、安心に配慮した道路整備・住環境整備を計画的に進めます。	子どもから高齢者まで、あらゆる利用者に配慮して施設を維持管理した。町会や市民ボランティアにより、公園の花壇を管理いただいた。	都市計画課	3
				安全な歩行者空間確保のため、視覚障がい者誘導ブロックの新規設置（大字鶴馬 約80m）。	道路治水課	3
	90		関係機関と連携し、公共施設等における福祉環境の整備に努めます。	各施設管理担当課からの改修計画・要望を基に、助言・技術協力を行い整備を進めた。	営繕課	3
介護家庭及び子育て家庭を支える福祉の充実	91		介護保険サービスや高齢者福祉サービスを適切に利用し、介護のために離職をしなくても済むよう、相談・支援の充実に努めます。	適切なサービスを必要な時に利用できるよう、パンフレットや市広報・市HPなどで、介護保険等のサービスの内容の周知を行った。また、高齢者あんしん相談センターなどの相談窓口などについても広く周知を行った。窓口などの相談においては、状況に応じた助言や照会などを適切に対応した。	高齢者福祉課	3
	92		高齢者や障がい者、子育て家庭など、ケアを必要とする家庭に向け、福祉等に関する相談体制を充実させ、家族が安心して働ける環境づくりに努めます。	各保育所において、あそぼう会や園庭開放を実施した際に、保護者からの相談を受けることがあった。また、子育て支援ニュースにて子育てヒントを掲載したり、電話相談（10：00～15：00）も行っていることを周知した。	保育課	3
				生活保護制度では、面接相談員2名、就労支援相談員2名を配置して対応した。生活困窮者自立支援制度のうち、自立相談支援事業については、相談員3名体制で就労支援や家計改善等生活上の困りごとに関する相談に対応した。また、学習支援事業については、家庭での学習環境に課題を抱える生活困窮世帯等の小学生から高校生までを対象に、アウトリーチも駆使しながら学習支援や進学、進路等の相談に対応した。その他、令和5年度から重層的支援体制整備移行準備事業を実施し、市民の多様な福祉ニーズに対応する包括的な相談支援体制の構築に努めた。	福祉政策課	3

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
介護家庭及び子育て家庭を支える福祉の充実	92		高齢者や障がい者、子育て家庭など、ケアを必要とする家庭に向け、福祉等に関する相談体制を充実させ、家族が安心して働ける環境づくりに努めます。	多様化・複雑化する相談にも対応できるよう、庁内の関係部署や高齢者あんしん相談センターなどの関係機関と連携しながら、問題解決に向けて必要な支援を行った。また、高齢者あんしん相談センターが主催する介護者教室や認知症カフェなどの周知を行い、介護者支援につなげた。	高齢者福祉課	3
				児童発達支援事業所連絡会や計画相談事業所連絡会を通じ、情報を共有し、適切なサービスにつながるよう支援した。	障がい福祉課	3
	93		ひとり親家庭への就労支援等の自立支援や、生活に関する支援の充実に努めます。	高等職業訓練促進給付金等を支給し、修業支援を継続した。 高等職業訓練促進給付金 7人 高等職業訓練修了支援給付金 3人 自立支援教育訓練給付金 2人	子育て支援課	3

基本目標Ⅴ 地域における男女共同参画のまちづくり

主要課題1 市民との協働による男女共同参画の推進

施策の方向(1)男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
男性の地域活動の参画促進	94		男性が地域の人とのつながりを大切にしながら暮らしていけるよう、情報提供を行い、地域活動への参画を促進します。	地域広報紙「ふじみ野エクスプレス」のほか、館内のサークル紹介コーナーやギャラリーにおいてサークルや団体の活動紹介を行った。	ふじみ野交流センター	3
				毎月発行の交流センターだより「つるせ西だより」の紙面において、鶴瀬西地域の情報発信を行った。男性が地域活動へ参画できるような話題と事業紹介も取り入れる工夫を試みて、読者からの事業への参加も増えた。	鶴瀬西交流センター	3
				男性が地域活動へ参画することが出来るよう、また、広く市民が地域とつながりを持ち心豊かに暮らしていけるよう、富士見市の生涯学習についてまとめた生涯学習ガイドを発行し、情報提供に努めた。	生涯学習課	3
				健康スマイル講座において、男性の関心が高いテーマの講座を企画、実施した。（全10回、講師は泌尿器科、循環器内科、腎臓内科、婦人科の医師や薬剤師、管理栄養士、理学療法士等。平均参加人数は15人程度）	鶴瀬公民館	3
				【高齢者支援事業】・なんばた学級 地域の60歳以上を対象として、運営委員会で年間の事業計画を作成し、全体学級を10回開催した。 延べ参加者数：441人（参加男女比 約3対7）	南畑公民館	3
				館内掲示やサークル活動公開月間により、男性が地域活動に参画するための情報提供を行った。	水谷公民館	3
				熟年学級における各種クラブ活動や落語、学習会など情報提供を行った。	水谷東公民館	2
地域の人材の登録と活用	95		ボランティアへの意欲、経験や知識を活かして地域との関わりが持てるよう、「富士見市市民人材バンク」や「富士見市ボランティアセンター」等への登録を促進します。	社会福祉協議会が運営する富士見市ボランティアセンターでは、ボランティアグループの活動等を紹介する「うさみんクラブ通信」を年2回発行するとともに、各種SNS（Facebook・X（旧Twitter）・Instagram）による情報発信と併せて、ボランティアスクール等のボランティア活動に興味・関心を抱くきっかけとなるイベントを開催した結果、前年度を上回る登録状況を達成した。 ボランティアセンター登録数（R6.3.31時点） 団体：115団体（1,745名）個人：145名	福祉政策課	3
				広報紙の発行や活動写真展の開催、モデル事業の実施など、市民人材バンクが広く知られるよう周知に努めた。	生涯学習課	3
NPO団体・ボランティア団体等の交流の場づくり	96		NPO団体・ボランティア団体等の交流の場づくりなど、多様な地域活動を推進します。	＜イベント名＞市内NPO交流会 テーマ：市内NPO法人や市民活動団体などの交流や情報交換の場作り 日 時：令和6年2月21日（水）午後2時 対 象：市内NPO法人や市民活動団体 会 場：市民福祉活動センターばれっと会議室 定 員：30名程度 参加者：市内NPO法人や市民活動団体 内 容：各団体の自己紹介、フリートークによる情報交換を行い、市内で活動する団体間の交流を図ることができた。 ・市民活動保険（市民活動団体が行う公益的活動中の傷害等を補償）の継続加入を行った。 ・市民活動団体等へのAEDの貸出を行った。	協働推進課	3
環境問題への男女共同参画の推進	97		地域の環境に関する課題に対し、男女共同による参画を推進・支援します。	環境施策推進市民会議では、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと、連携・協力しながら、地域の環境課題・環境問題の改善に向け、男女を問わず、自由に意見を求め、啓発活動や学習会などが行われている。	環境課	3
防犯活動への男女共同参画の推進	98		市民一人ひとりが、地域の安全を守るという共通認識を持ち、誰もが安心・安全な生活を送ることができるよう、地域で取り組む防犯活動への支援を行います。	自主防犯活動団体への防犯パトロール用品の配布を行った。 また、富士見市自主防犯活動マニュアルを窓口へ設置したほか、市ホームページ等で防犯に関する周知啓発を行っている。	協働推進課	3
防災訓練や自主防災組織への男女共同参画の推進	99		地域で組織している自主防災会などにおける、男女共同による共助活動を推進・支援します。	富士見市防災ガイドブック、避難所運営マニュアルにおいて、女性の視点を盛り込んだ災害対応を行うよう定め、男女共同の災害対応を推進している。富士見市防災リーダー養成講座において、女性の講師をお願いし、男女共同参画視点を含めた講義を実施した。 実施日：令和5年7月1日、7月2日 対象者：市内各自主防災会会長から推薦を受けた者 参加者：18人	危機管理課	3

基本目標Ⅴ 地域における男女共同参画のまちづくり

主要課題1 市民との協働による男女共同参画の推進

施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った防災体制の充実

基本的施策	No.	指標等	具体的な取り組み	令和5年度の取り組みとその成果	担当課	達成度
防災体制の充実	100		災害対策本部や避難所運営組織に女性を配置し、多様な視点が防災活動に盛り込まれるよう、推進体制の整備に努めます。	避難所の運営組織である地域対策本部に、複数の女性職員を配置した。 避難所を運営する市の職員である地域対策本部職員を、市内全ての小学校に各5名を指定している。そのうち2名以上は、女性を指定し、避難所運営に男女共同参画の視点を反映している。	危機管理課	3
	101		男女や高齢者、障がい者、性的マイノリティ等、あらゆる市民に十分配慮した避難所の運営及び備蓄品等の充実に努めます。	避難所運営マニュアルにおいて、男女や高齢者、障がい者、セクシュアル・マイノリティ等の方々に配慮した避難所運営を行うよう推進している。また、それらの方に対応した災害時用備蓄品の配備を行っている。 これまでの備蓄品に加え新たに尿とりパッドを購入し配置した。また、地域対策本部職員避難所開設訓練において、災害時要支援配慮者への対応について周知を図った。	危機管理課	3

(評価基準)

- 0… 0個 (0%)
- 1… 0個 (0%)
- 2… 7個 (3.9%)
- 3… 174個 (96.1%)

(説明)

- 0…その他(感染症流行や自然災害等による中止等)
- 1…未実施
- 2…実施した(実施しているが課題がある)※参加人数が少ない等
- 3…実施した(年度目標達成)※課の年度目標を達成している

(2) 評価指標の進捗状況

関連 No.	基本的施策の内容	指 標	プラン策定時	現状値	目標値	担当課
			(令和元年度)	(令和5年度)	(令和7年度)	
2	男女共同参画推進のための意識啓発	講演会・セミナー等参加者数累計	258名	238名	250名以上	人権・市民相談課
5	男女共同参画の視点に立った表現の浸透	メディア・リテラシーに関する啓発	1回	1回	1回以上	
7	男女共同参画の意識に関する調査・研究	市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度	40.7%	28.5% (webモニターアンケート) ※令和5年度実施	増加	
		市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度	70.7%	90.2% (Webモニターアンケート) ※令和5年度実施	増加	
		男女共同参画に関する市民意識調査における「男女の地位が平等となっている」と感じている市民の割合	22.3%	24.5% (Webモニターアンケート) ※令和5年度実施	30%	
		「富士見市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	7.6%	9.8% (Webモニターアンケート) ※令和5年度実施	15.2%	
		「富士見市男女共同参画プラン」を知っている市民の割合	4.2%	10.5% (Webモニターアンケート) ※令和5年度実施	8.4%	
45	配偶者・パートナー等からの暴力防止のための意識啓発と環境整備	配偶者・パートナー等からの暴力防止に関する啓発	1回	1回	1回以上	人権・市民相談課
				1回		生涯学習課
				1回		学校教育課
52 53	市政への男女共同参画の推進	各種審議会等における女性の委員の割合	31.8%	31.1% (R5.10.1現在)	40%	協働推進課
		女性の委員が含まれる審議会の割合	95.6%	90.9% (R5.10.1現在)	100%	協働推進課
		市役所の管理職（副課長級以上）の女性職員の割合	19.5%	19.4%	25%	職員課
56	女性の活躍の場の提供	人材バンクにおける女性の登録者の割合	51.7%	53.2%	50%維持	生涯学習課
70	事業者としての市の取り組み	市役所の男性職員の育児休業取得率	40%	72.7%	30%以上	職員課
75	保育施設の整備・充実	通常保育事業実施施設数（目標事業量）	32か所	33か所	33か所	保育課
78	子育て支援事業の充実	ファミリー・サポート・センターの提供会員・両方会員の合計数	226人	208人	238人	子ども未来 応援センター

3 令和5年度男女共同参画に関する事業

(1) 主な事業

●市民向け男女共同参画講演会・セミナーの開催

事業	期日	会場	参加者数 (募集定員)	備 考
男女共同参画 講演会	9月3日(日)	鶴瀬コミュニ ティセンター	153名 (250名)	講師：神田 香織 氏(講師) 「女性のチャレンジと可能性 ～講談 フ ラガール物語(常磐炭鉱余聞)～」
男女共同参画 セミナー	11月5日(日)	ふじみ野交流 センター	35名 (50名)	講師：山根 純佳 氏 (実践女子大学教授) 「子育て・介護はなぜ女性に偏るのか？ ～暮らしの中のジェンダーを考える～」
	3月2日(土)	鶴瀬西交流 センター	50名 (50名)	講師：田中 東子 氏(東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 教授) 「性差別とメディア ～テレビ・スマホ の中のジェンダー～」

※市民団体である「富士見市男女共同参画推進会議」とともに、企画・運営

●市職員向け男女共同参画啓発研修の開催

(人権・市民相談課・職員課 共催)

事業	期日	場所	参加者数	備 考
男女共同参画 職員研修	11月14日(火)	富士見市役所	32名	講師：大橋 稔 氏 (城西大学語学教育センター教授) 「TVドラマを通じて考えるジェンダー ～男女共同参画の課題を改めて考える ～」

●啓発冊子の配布

冊子名称	対象者・配布時期	配布部数
「家族でやってみよう！ ジェンダーチェック！！」	小学4年生 (夏休み前に学校を通じて配布)	1,053部
「富士見市でパパになる！！」	これから子を持つ男性 (母子健康手帳交付時等に配布)	876部

●婦人会活動補助金の交付

団 体 名	交付金額
水谷婦人会	52,800円

●広報富士見 「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」の掲載

発行月	テーマ
6月号	ジェンダーギャップ指数 ～男女平等ランキング～
8月号	無償労働（家事・育児・介護など）
11月号	デートDVってなに？
2月号	メディアリテラシー

(2) 推進体制

●男女共同参画社会確立協議会

男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び検討するため、平成 20 年度に設置。

条 例 名	施 行 日
富士見市男女共同参画社会確立協議会条例	平成25年7月25日

【組織】市民、団体が推薦する者、学校長、行政機関の職員を構成員とし、委員12名以内で構成。

	開 催 日	内 容
第1回	令和5年6月22日	令和5年度のスケジュールについて 令和4年度進捗状況調査について
第2回	令和5年8月18日	令和4年度進捗状況調査について
第3回	令和6年2月5日	令和4年度年次報告書について 今後のスケジュールについて

●配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議

配偶者からの暴力の被害者に対する支援を効果的に行うため、平成 17 年度に設置

(担当国会議：連絡会議の検討事項の調整)

	開 催 日	内 容
第1回	令和5年5月11日	支援について 情報共有について 被害者情報の漏えい防止について
第2回	令和6年1月25日 (担当国会議)	DV被害者支援について 住民基本台帳事務における支援措置について 他市事例 各課からの連絡事項等

●男女共同参画推進会議

男女共同参画社会の実現を目指し、市と協働して活動するために組織された市民団体。市とともに、男女共同参画講演会やセミナーの企画・運営。

	開 催 日	内 容
第1回	令和5年4月24日	令和5年度 男女共同参画事業について
第2回	令和5年5月23日	講演会について セミナーについて
第3回	令和5年7月25日	講演会について セミナーについて
第4回	令和5年10月5日	講演会の結果について セミナーについて
第5回	令和5年11月21日	11月セミナーの結果について セミナーについて
第6回	令和6年1月16日	セミナーについて 来年度の講演会について
第7回	令和6年3月26日	セミナーの結果について 来年度の事業について

(3) 運動期間の活動

●男女共同参画週間

期 間	取 り 組 み
令和5年6月1日～30日 令和5年6月16日～23日	- 中央図書館において関連図書の展示 - 中央図書館においてパネル展示 「わたしたちは性暴力・性犯罪を許さない」

●女性に対する暴力をなくす運動

期 間	取 り 組 み
令和5年11月12日～25日	市役所前交差点の都市宣言塔をパープル色にライトアップ



1 令和5年度 男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ



令和5年度中、「広報富士見」に掲載した男女共同参画啓発ページ「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」をまとめました。

内容／男女共同参画キーワード

- 6月号 ・ジェンダーギャップ指数 ～男女平等ランキング～
- 8月号 ・無償労働（家事・育児・介護など）
- 11月号 ・デートDVってなに？
- 2月号 ・メディアリテラシー



男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ

自分らしく輝ける社会へ

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取り組みを進めています。

図 人権・市民相談課 ☎271



男女共同参画キーワード

【ジェンダーギャップ指数 ～男女平等ランキング～】

ジェンダーギャップ指数とは、各国の男女格差を示す指標のこと。世界経済フォーラム (WEF) が毎年公表しており、経済、政治、教育、健康の4つの分野から算出されています。令和4年の日本の総合順位は世界146か国中116位 (前回は156か国中120位) で、先進7か国 (G7) のうち最下位となっています。

分野	順位
経済	121位
政治	139位
教育	1位
健康	63位
総合	116位

女性の政策決定の場への参画

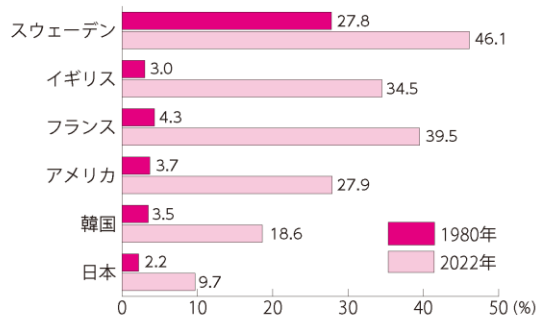
分野別でみると、政治分野での日本の順位は139位と大変低いですが、その理由の1つに女性の国会議員の割合が少ないことがあげられています。

日本では、平成30年に議会議員の選挙で男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律が施行されましたが、衆議院議員の女性の割合はいまだ9.7%と低く、諸外国ほどには増えていない状況です。

少子高齢化をはじめ男女の賃金格差や非正規雇用問題など、現代社会の問題には、社会の制度の見直しが必要な場合もあります。女性が政策決定の場に参画し、多様な視点を反映させることが重要です。

■ 諸外国の国会議員に占める女性の割合

この30年間、諸外国では女性議員を増やす積極的な取り組み (性別などを基準に一定の比率を割り当てるクォータ制など) により成果を挙げています。



男女がともに活躍するために

多様な意見を取り入れようとする意識や、労働時間の短縮などの働き方の見直し、多様な働き方の普及、女性に偏りがちな「家事・育児・介護」などの家庭的役割分担の見直し、結婚・出産などにかかわらず生涯を通じて女性がキャリアアップできる環境を整えるなど、社会全体での取り組みが求められています。

6月23日～29日は男女共同参画週間

無くそう思い込み、守ろう個性

みんなでつくる、みんなの未来。

～令和5年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ～

関連図書の展示

とき 6月1日(木)～30日(金)

パネル展示「わたしたちは性暴力・性犯罪を許さない」

とき 6月16日(金)～23日(金) (最終日は午後4時30分まで)

※いずれも中央図書館で開催します。



講演会やセミナーと一緒に企画しませんか

男女共同参画推進会議メンバー (市民ボランティア) 募集

市では、男女共同参画に関するさまざまなテーマの講演会やセミナーを、市民ボランティアとの協働で開催しています。育児中や仕事をしているメンバーも活躍中です。気軽にお問い合わせください。

※市ホームページでも受け付けています。

問・申込先 人権・市民相談課 ☎271



男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ

自分らしく輝ける社会へ



市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。

図 人権・市民相談課 ☎271

男女共同参画キーワード

【無償労働(家事・育児・介護など)】

市場で労働力を提供して対価を得る有償労働に対して、家事や社会的活動などの家族や他人に対価を要求しない労働を無償労働といいます。具体的には、家事、育児、介護、看護、買物、ボランティア活動などが含まれます。

無償労働も人々の生活を支える大切な労働ですが、日本ではその役割が大きく女性に偏っており、女性の社会進出を狭めている理由の一つと考えられています。

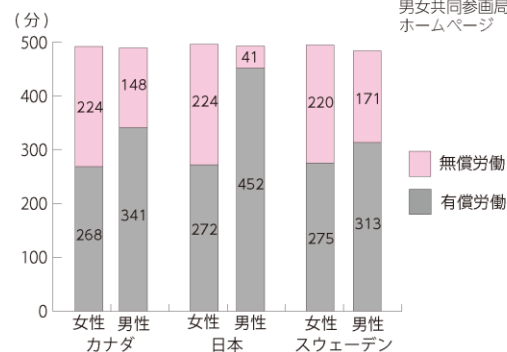
男性は家事より仕事が当たり前？

生活時間の国際比較(右図)を見ると、諸外国に比べ、日本は男性の有償労働時間が極端に長く、無償労働時間が極端に少ないという結果でした。

このような偏りは、女性の働き方にも影響を与えています。出産後にパートタイム勤務や非正規労働を選ぶ傾向や、管理職になる希望の持ちにくさ、介護・看護のための離職など、結果として男女で賃金の格差が生まれているといった現状があります。

「男は仕事(有償労働)、女は家事育児(無償労働)が中心」といった固定的な性別役割分担意識は減少傾向にあるものの、実際の働き方としては大きく変わっていないことが分かります。

■ 生活時間の国際比較



令和2年版男女共同参画白書より抜粋(総労働時間が長い3国)



男女共同参画局
ホームページ

より良いバランスに向けて

男女共同参画の実現には、女性の社会進出と平行して男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げることが不可欠です。

しかし、「もっと家事・育児・介護を分担しましょう！」と言われても、有償労働時間が長いままでは変えることは難しいかもしれません。

家事・育児・介護などと仕事をより良いバランスにしていくためには、長時間労働を前提とした男性の働き方の見直しや、男女ともに時間当たりの収入が増えること、そして多様で柔軟な働き方ができるようにすることが求められています。



富士見市男女共同参画講演会

「女性のチャレンジと可能性～講談 フラガール物語(常磐炭鉱余聞)～」

誰もが個性と能力を発揮し、活躍できる男女共同参画社会を目指す講演と講談です。

廃坑の町を元気にした女性たちの映画「フラガール」の舞台、福島県いわき市出身の講師が、当時の思い出や炭鉱の歴史を、迫力たっぷりのいわき弁で語ります。

とき 9月3日(日)午後2時～3時30分

(開場：午後1時30分)

場所 鶴瀬コミュニティセンター

定員 250人(無料、申込順)

講師 神田香織氏

申込 8月1日(火)から直接または電話で 講師：神田香織氏

※市ホームページからも応募可

※手話通訳、要約筆記あり

問・申込先 人権・市民相談課 ☎271



男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ

自分らしく輝ける社会へ



市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。

図 人権・市民相談課 ☎271

男女共同参画キーワード

【デートDVってなに？】

デートDVとは、交際相手から行われる暴力行為のことをいい、身体的な暴力のほか、大声で怒鳴ることや、ほかの人とのメールをチェックすることなどの精神的な暴力も含まれます。

令和2年度の内閣府調査によると、20歳代の約2割がデートDVの被害経験があると答えています。「デートDV」の認知度は、配偶者間のDVと比べ低く、知らぬ間に被害者・加害者となる恐れがあります。

▶なぜ起きるの？

デートDVは、その人を独占したいなどの一方的な感情の押し付けから生まれ、相手を支配するための手段として暴力を選んでしまうことで被害が起こります。このような関係は、お互いを大切にできておらず、対等な関係ではありません。

暴力の種類 ～こんなことありませんか～

■ 身体的な暴力

- ・殴る ・蹴る ・物を投げる ・髪をひっぱる

■ 精神的な暴力(モラハラ)

- ・怒鳴る ・暴言を吐く ・無視する

■ 金銭的な暴力

- ・いつもおごらせる ・お金を借りても返さない

■ デジタル暴力

- ・メッセージのチェック ・数分おきの電話
- ・連絡先の削除 ・GPS機能の悪用

■ 性的な暴力

- ・許可なく体を触る ・裸の画像の撮影を強要する

暴力のサイクル

暴力には、ある一定のサイクルがあり、加害者は暴力をふるった後、しばらくは優しくなるため、被害者は加害者から離れられなくなる場合も少なくありません。



男女共同参画関連情報

11月12～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、期間中は全国のタワーやランドマークなどが紫色にライトアップされます。市では、市役所前交差点にある都市宣言塔をライトアップします。



相談窓口 匿名で、性別問わず、どなたでも無料で相談できます(緊急の場合は110番通報)

■ 恋人・パートナーからの暴力

- ・DVお悩みチャット@埼玉
日・水・金曜/午後3時～8時30分(年末年始を除く)
- ・With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)
☎048-600-3800
月～土曜/午前10時～午後8時30分
(第3木曜・祝・年末年始を除く)
インターネット相談(24時間受付)
- ・埼玉県婦人相談センター(年末年始を除く) ☎048-863-6060
月～土曜/午前9時30分～午後8時30分
日曜・祝日/午前9時30分～午後5時
- ・DV相談ナビ ☎#8008(はれれば)
- ・DV相談+ ☎0120-279-889(つながればやく)



- ・人権・市民相談課 DV相談、女性相談
☎272(P31無料相談参照)
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝を除く)
- ・富士見市配偶者暴力相談支援センター
☎049-293-7260
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝を除く)
- 画像流出被害など
- ・警察相談専用電話(埼玉県警)
☎#9110(ダイヤル回線・一部IP電話は不可)
または☎048-822-9110(年中無休・24時間受付)

男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ

自分らしく輝ける社会へ



市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。

関 人権・市民相談課 ☎271

男女共同参画キーワード

【メディアリテラシー】

テレビ・インターネット・新聞などのメディアから発信される情報を正しく理解し、その真意を見抜いて活用する能力のことを「メディアリテラシー」といいます。メディアは私たちの生活に役立つ面がある一方、人の手で作られているため、作り手の思い込みや偏見、受け手を誘導する意図的なメッセージが隠れている場合があります。情報をうのみにせず、一度立ち止まって考え、読み解く力をつけることが必要です。

メディアとジェンダー

皆さんは、CMやドラマなどから「男は強くたくましく」「女はやさしくおとなしく」「男の役割、女の役割」といった表現を見聞きすることはありますか。このような社会的・文化的に作られた性別を「ジェンダー」といいます。

子どものころから固定的な女性像・男性像や、性別によって役割や行動、考え方を決めるような表現を繰り返し見聞きしていると、知らないうちに偏ったイメージが形成されてしまう恐れがあります。ジェンダーによって、自分の生き方を制限しようとしたり、価値観を人に押し付けようとしたりしてしまう場合もあることから、メディアリテラシーを身に付けることはとても重要です。

男女どちらかに偏ったイメージはありませんか



■ ジェンダーにとらわれない視点を

価値観の変化や、ジェンダー平等に対する意識が高まる中で、CMなどで表現される偏った女性像・男性像に違和感を持ち、疑問の声を上げる人も増えてきました。

さらにSNSの普及により、情報を受け取るだけでなく、個人でも自由な情報発信ができるようになった現在では、誰もが発信により人を傷つけたり、不快にさせたりしてしまう可能性があります。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会に向けて、一人ひとりがジェンダーにとらわれない視点を持って行動することが求められています。

メディア表現をチェックしてみましょう

- ・服・持ち物の色、服のデザインが性別によって固定化されていませんか
 - ・仕事をしているのは男性、家事・育児・介護をしているのは女性になっていませんか
 - ・内容に関係なく、人目を引くために女性の姿態、身体の一部を使用していませんか
- (埼玉県「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」より)



男女共同参画セミナー

「性差別とメディア～テレビ・スマホの中のジェンダー～」

テレビやインターネットのCMの事例をもとに、メディアに潜む性差別に気付きましょう。

とき 3月2日(土)午後2時～3時30分

場所 鶴瀬西交流センター

定員 50人(無料、申込順)

申込 2月1日(木)からWeb・電話・窓口で

※子どもの同伴可

※手話通訳、保育あり(1歳～未就学児、2人、要予約)

問・申込先 人権・市民相談課 ☎271



講師／田中 東子 氏
東京大学大学院
情報学環・学際情報学府 教授



2 男女共同参画関連条例

富士見市男女共同参画推進条例

平成20年6月13日

条例第17号

改正 平成25年6月27日条例第22号

個人の尊重と法の下での平等がうたわれた日本国憲法の下、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や男女共同参画社会基本法の制定など、国際社会の取組と連動しながら進められている。

富士見市においても、人間尊重宣言都市として、人権を尊重した市政運営に努め、市民との協働により着実に男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行は根強く残っており、社会の様々な分野で男女間の格差を生じさせるなど、依然として大きな課題を抱えている。また、急速な社会経済情勢の変化への対応が求められており、より一層、男女が平等に参画できる社会づくりの推進が必要とされている。

ここに、男女共同参画社会の実現に関して積極的に取り組むことにより、思いやりと活力に満ちた地域社会を形成し、魅力ある富士見市を築いていくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に向けての基本理念を定めるとともに、これに基づく市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女の個性及び尊厳が守られる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に在住する者及び市内に在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 意に反した性的な言動により相手を不快にさせ、生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的な暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進に当たっては、次に定める事項を基本理念とする。

- （1） 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、かつ、公正に評価されること。
- （2） 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、男女が社会における活動の選択を自由に行えること。
- （3） 女性の社会参画を推進するために、女性自らの意識及び能力を高め、主体的に行動できる機会が確保されること。
- （4） 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域活動その他の社会生活における活動に共同して参画し、責任を分かち合えること。
- （5） 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたり健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項については、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること。
- （6） セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力を根絶すること。
- （7） 国際社会における男女共同参画の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むこととする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が生じないよう職場環境の整備に努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づき、男女平等及び人権尊重に関する教育を推進するよう努めなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

第8条 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害にあたる行為を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第9条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間の暴力的行為、性の商品化等を助長し、若しくはこれを連想させる表現又は過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切に判断することができるように努めなければならない。

（行動計画）

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画（以下「行動計画」という。）を策定する。

2 行動計画は、男女共同参画の推進に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定める。

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置をとる。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

5 前2項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。

（推進施策）

第11条 市は、男女共同参画を推進するため、次の取組を行う。

（1）市民、事業者等の男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供等に努める。

（2）男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者等との連携を図り、協働するために必要な情報の提供その他の支援を行うよう努める。

（3）あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、関係機関との連携を図り、積極的格差の是正が図られるよう努める。

（4）男女が共に家庭生活と社会生活における活動を両立することができるように、子育て、家族の介護等のための環境整備を進めるとともに、子育て期の女性の就労に対する支援を行うよう努める。

（5）性別による人権侵害の行為により被害を受けた者等からの相談を受け、被害者救済のための必要な支援を行うよう努める。

（6）男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を妨げる要因について、調査研究を行う。

（7）男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制の整備を行う。

(年次報告)

12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書の作成及び公表を行う。

(富士見市男女共同参画社会確立協議会)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市男女共同参画社会確立協議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市男女共同参画社会確立協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(平成25条例22・追加)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平成25条例22・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている「男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画」は、新たに行動計画を策定するまでの間は、第10条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

附 則 (平成25年6月27日条例第22号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○富士見市男女共同参画社会確立協議会条例

平成25年6月27日

条例第22号

改正 令和2年12月22日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市男女共同参画推進条例（平成20年条例第17号）第13条第2項の規定に基づき、富士見市男女共同参画社会確立協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の求めに応じ、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び検討を行い、市長に意見を述べる。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 男女共同参画に関係する団体が推薦する者
- (3) 人権擁護委員
- (4) 市内の小学校又は中学校の校長
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、協働推進部において処理する。

（令2条例42・一部改正）

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（富士見市男女共同参画推進条例の一部改正）

2 富士見市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和2年12月22日条例第42号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。